

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和4年9月5日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木勝利

2番 藤田尚美

3番 秋山泉

4番 甲斐徳之助

5番 伊藤裕一

6番 池辺己実夫

7番 諸橋太一郎

8番 市川圭一

9番 長田麻美

10番 山本伸子

11番 守屋常雄

12番 加川裕美

13番 北島登

14番 杉森弘之

15番 須藤京子

16番 黒木のぶ子

18番 柳井哲也

19番 石原幸雄

21番 遠藤憲子

22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡 辺 恭 子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主査	椎名紗央里

令和4年第3回牛久市議会定例会
 一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 須藤 京子 （一問一答方式）	1. 障がいのある人もない人も、その人らしくだれもが安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取り組みについて	(1)第4次障がい者プラン・基本指針3に基づく施策について ①一般就労・福祉的就労の場の確保 (2)第6期障がい福祉計画に示された施策について ①地域生活支援拠点等の整備 ②相談支援事業 ・市役所担当窓口の対応強化 ・相談支援事業の拡充 ③日常生活用具給付事業 ④理解促進研修・啓発事業 (3)障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について ①情報アクセシビリティの向上 ②選挙における合理的配慮・不当な差別的取り扱いの禁止 ③災害時を想定しての合理的配慮 ・個別避難計画の作成 ・避難所運営における合理的配慮 ④「社会モデル」の考え方に基づいた環境の整備 ・段差解消や歩道整備、施設整備等 ・民間事業者に対する合理的配慮の提供義務化への支援 ・合理的配慮の提供を支援する補助金制度の創設	市長 副市長 教育長 関係部長
2. 石原 幸雄 （一問一答方式）	1. 「行政財産の利活用」について	①使用済みの庁舎等を民間事業者へ賃貸することにより、税外収入の充実化に努めるべきと考えるが？ ②保健センターの増改築に	市長 関係部長

	<p>2. 「顧問弁護士の人数の見直し」について</p> <p>3. 「電線類の地中化の促進策」について</p> <p>4. 「グリーンファームの今後のあり方」について</p> <p>5. 「ハートフルクーポン券の販売方法」について</p>	<p>より、福祉部門を同一の場所に集約すべきと考えるが？</p> <p>顧問弁護士の人数について、人口規模や訴訟件数等の観点から見直すべきと考えるが？</p> <p>市街化区域内の一定の地域について、当該地域を開発する事業者が電線類の地中化の費用負担を義務付ける条例を制定すべきと考えるが？</p> <p>経営赤字が続くグリーンファームについて、JA等への経営委託をすべきと考えるが？</p> <p>クーポン券のプレミアム部分には市税が使われていることを踏まえ、券の購入に際しては、市民が最優先されるべきとの観点から、運転免許証等の身分証明書の提示を求めるべきと考えるが？</p>	<p>市長 関係部長</p> <p>市長 関係部長</p> <p>市長 関係部長</p> <p>市長 関係部長</p>
<p>3. 秋山 泉 (一問一答方式)</p>	<p>1. 第26回参議院議員通常選挙について</p> <p>2. リトルベビーハンドブックの作成について何う。</p>	<p>1. 今後、期日前投票所を増設する考えがあるのか何う。</p> <p>2. 投票終了時間の繰り上げの考えがあるのか何う。</p> <p>3. 障害のある人への対応をまとめたマニュアルの作成について何う。</p> <p>1. 早産などで小さく生まれた赤ちゃんの成長を母子健康手帳のように記録できる、リトルベビーハンドブックの作成について何う。</p>	<p>市長 関係部長</p>
<p>4. 諸橋 太郎 (一問一答方式)</p>	<p>1. ゲリラ豪雨対策</p>	<p>雨水排水工事の進捗 遊水池の対応力 想定外雨量による浸水危険箇所 土砂災害への対応 市民の安全対策</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>

	2. 部活動の地域移行	部活動の位置づけ 指導者の確保 活動場所 大会運営 家庭への負担と財源	
5. 柳井 哲也 (一問一答方式)	1. うしく菊まつりについて	<p>「菊のまち・牛久」</p> <p>①菊まつりが女化で開催されることになったと聞いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2つの団体が1箇所において「菊まつり」として開催されることになった経緯。 ・実行委員会のメンバー構成は。 <p>②菊まつり開催にあたって牛久市の協力体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月の菊まつりでは、国内にある全ての品種の展示が可能となり、牛久菊花公園の会にとっては新たなステージでの貴重な第一歩となるが、こうした取り組みや菊まつりの周知について、市の協力を頂けるのか。 ・これまでとは場所も異なることから、会場の場所や開催していることを示すためにも、幟旗や案内板等も必要になると思うが、これについてはどうか。 ・多くの来場者が見込まれるが、駐車場の確保についてはどうか。 ・「菊のまち・牛久」を更に推進していくために菊茶、菊酒、菊焼酎、菊ワインの商品開発も考えられるが、これについてはどうか。 	市長 教育長 関係部長
	2. 牛久の特徴を生かしたまちづくりについて	<p>「文化芸術のまち・牛久」</p> <p>牛久沼の畔には、小川芋銭さん、住井すゑさん、現在活躍中の一色邦彦さんがよく知られている。3人とも若くして、日本一の評価を受けられるという共通項が</p>	市長 教育長 関係部長

		<p>ある。このほかにも現在活躍中の文化芸術家は何人もいる。神谷傳兵衛さんは、日本ではじめて6次産業を実践し、成功させた日本一の実業家である。美術館を持つべき理由がこんなにある自治体は珍しいと考える。</p> <p>①芋銭作品はできるだけ牛久にあることが望ましく、現在茨城県近代美術館にある芋銭作品を中期計画によって取得していくべきと考えるがどうか。</p> <p>②美術館を作るための基金を設けるべきと考えるがどうか。</p> <p>③「文化芸術のまち・牛久」をさらに推進して行くためにクラウドファンディングを採用することは可能か。</p>	
6. 黒木 のぶ子 (一問一答方式)	<p>1. 家計の負担軽減について</p> <p>2. 介護離職について</p>	<p>①生活支援策として上下水道の基本料金の免除等 ・巾広い市民の負担軽減につながる</p> <p>②小中学生の給食費無償化 ・期間限定でも実施すべきと考える</p> <p>③低所得の子育て世帯への支援 ・国の生活支援特別給付金に上乗せ</p> <p>①牛久市の介護離職の現状 ・2019年在宅介護への施策転換からの実態把握はされているか</p> <p>②介護離職防止策と支援策 ・短時間勤務制度や介護休暇の利用状況</p>	<p>市長 関係部長</p> <p>市長 関係部長</p>
7. 山本 伸子 (一問一答方式)	1. 地域での文化活動やスポーツ活動を推進するために一学校施設開放事業の現状	<p>(1)市内小中学校及び義務教育学校の体育施設の開放事業の現状について伺う。</p> <p>○体育施設を開放することになった経緯と目的</p>	市長 教育長 関係部長

	<p>2. 市民が文化芸術に触れる機会を一文化公演事業の現状</p>	<p>○開放事業の現状と課題 ○施設の安全管理体制</p> <p>(2) 体育施設以外の開放事業の現状について伺う。 ○ひたち野うしく小学校の開放事業の目的と内容及び事業の拡充の考え ○ひたち野うしく中学校の開放事業の目的と内容及び事業の拡充の考え</p> <p>(3) ひたち野地区の生涯学習や文化活動の場の確保について伺う。</p> <p>(1) 文化芸術振興基本計画での文化公演事業の意義について伺う。 ○これまでの文化公演事業の主体 ○これまでの文化公演事業の予算と内容</p> <p>(2) 計画の前期5年間での文化公演事業の成果と課題について伺う。 ○子どもから大人までが多様な文化芸術に触れる機会</p> <p>(3) コロナ禍において今後の文化公演事業の取り組みについて伺う。 ○公益財団法人化についてのその後の検討</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>
<p>8. 鈴木 勝利 (一問一答方式)</p>	<p>1. 市役所裏門から本庁舎までの歩道の設置及び駐車場の整備について</p> <p>2. 補聴器購入の助成について</p> <p>3. コロナ後遺症について</p> <p>4. 二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す取り組みについて</p>	<p>(1) 市役所裏門から本庁舎までの歩道の設置 (2) 市役所駐車場全体の整備</p> <p>(1) 難聴と認知症の関係 (2) 補聴器購入の助成拡充</p> <p>(1) コロナ後遺症の現状 (2) コロナ後遺症に対する対応</p> <p>(1) これまでの取り組みと今後の予定 (2) 取り組みの成果</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>

	<p>2. おひとりさま相談支援</p> <p>3. ケアリーバーの支援</p> <p>4. 保育園の保護者・保育士の負担軽減</p>	<p>3) HPVが関係する男性の疾病</p> <p>4) 接種することでどのような期待があるか</p> <p>5) 接種費用と海外の接種状況</p> <p>6) 接種費用助成の考え</p> <p>7) 学校現場でのがん教育</p> <p>1) 65才以上の方を含む全世帯数</p> <p>2) おひとりさまに対する外出支援</p> <p>3) 相談体制</p> <p>4) 相談窓口の設置</p> <p>5) ガイドブックの作成</p> <p>1) 現状</p> <p>2) 関係機関との情報共有</p> <p>3) 相談体制</p> <p>4) 要保護児童対策地域協議会との連携</p> <p>1) 紙おむつの処分について</p> <p>2) 手ぶら登園について</p>	
11. 甲斐 徳之助 (一問一答方式)	1. 物資価格高騰についての本市の対応と取り組みについて	<p>1. 物資価格全般の市民の皆さんが受けられる対策案は。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体案はその後どうなったか <p>2. 特に小麦の国の価格調整をうけて地方自治体でも反映させて行かなくてはならないと考えるが本市の対策は。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小麦価格の高騰対策は。 <p>3. 米粉を活用してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米価の現況 ・米粉の価値 ・機械導入等の補助金について ・今後の活用方法 	市長 教育長 関係部長
12. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	1. 物価高騰対策について	<p>①現在の取り組み</p> <p>②マイナポイントの着実な実施</p> <p>③消費喚起策</p> <p>④省エネ支援</p> <p>⑤事業者への支援</p>	市長 副市長 関係部長

<p>13. 加川 裕美 (一問一答方式)</p>	<p>1. 牛久市国際交流協会について (1) 2019年(コロナ以前)の活動状況</p> <p>(2) 2020年から21年の活動状況</p> <p>(3) 2022年から今後に向けて</p> <p>2. 子どもたちの居場所づくり (1) 市内小学校・中学校・義務教育学校の不登校者の現状</p> <p>(2) 「居場所」の現状、成果、課題</p> <p>(3) 今後について</p>	<p>①同会の概要(設立目的、会員数、主な活動内容運営費用、市の関わり方等)</p> <p>●牛久市の外国出身居住者数(国籍別内訳・会員数)</p> <p>②活動の成果、参加者の声</p> <p>①会員数、課題、活動内容等</p> <p>②会員の声</p> <p>①現在の会員数、活動内容</p> <p>②参加者の声</p> <p>③周知方法、新たな取り組みや展望</p> <p>●特に児童・生徒・外国出身居住者の方へのアプローチ</p> <p>①各校の不登校者数、別室登校の児童・生徒の内訳</p> <p>②不登校・別室登校者の把握の仕方、相談数</p> <p>①現在の通常教室以外の「居場所」の種類、利用者数、サポート内容、職員の内訳等</p> <p>②成果を上げている「居場所」事例、現状の課題</p> <p>①今後の取り組みについて居場所の見直しや新設、民間連携、就学前の適応指導や幼稚園・保育園との接続、保護者会等</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>
<p>14. 北島 登 (一問一答方式)</p>	<p>1. 業務委託契約</p>	<p>1. 「委託料請求控訴事件」裁判結果について</p> <p>1) 敗訴の要因</p> <p>2) 業務委託仕様書について</p> <p>①管理マニュアルはあるのか</p> <p>②系統ごとの水道メーターが設置されていない理由</p> <p>③自動バルブの存在、操作方法を知らなかったこと</p>	<p>市長 関係部長</p>

	2. 牛久運動広場の運営、設備の改善	<p>について</p> <p>2. 今後の取り組み</p> <p>1) 他の委託契約の仕様書の見直し</p> <p>2) 第三者への損害賠償</p> <p>1. 利用時間の延長</p> <p>2. 更衣室、トイレの改修</p> <p>3. 高齢者への使用料金の割引</p>	
15. 遠藤 憲子 (一問一答方式)	<p>1. 公立幼稚園について</p> <p>2. 学校給食費の無償化について</p>	<p>1) 公立幼稚園の役割</p> <p>2) 園児数減少による影響と対策</p> <p>3) 園児数を増やしていく考えは</p> <p>4) 今後の幼児教育のあり方</p> <p>1) 県内の学校給食費の無償化、または一部助成の状況</p> <p>2) 義務教育の中の保護者負担では学校給食費の負担が大きいといわれており、給食は義務教育の一環の食育である。さらに政府が今後子ども予算を倍増するともいわれていることもあり、無償化について。</p>	市長 教育長 関係部長
16. 利根川 英雄 (一問一答方式)	<p>1. 指名排除による損害賠償請求事件訴訟について</p> <p>2. 消費生活センターへの靈感商法等の相談事例と旧統一教会との関係について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の訴訟事件について市の考え方は ・入札についての考え方 ・不正入札防止について ・地方公共団体における入札等監視委員会等第3者機関の設置について ・旧統一教会への関連団体の把握は ・野の花会・民間福祉支援団体。 ・市としての関わりは調査すべきではないか ・世界平和統一家庭連合との関わりについて 	市長 教育長 関係部長
17. 長田 麻美 (一問一答方式)	1. ひたち野リフレプラザ窓口の進捗状況について	<p>(1)開設までのスケジュールを伺う</p> <p>(2)窓口の詳細について伺う</p>	市長 副市長 教育長

	<p>2. コミュニティスクールについて</p> <p>3. これからの牛久市の防災の取り組みについて</p>	<p>(3)職員体制について伺う</p> <p>(1)コミュニティスクールの周知徹底について伺う</p> <p>(2)切れ目のない運営への工夫について伺う</p> <p>(1)特殊感染症での防災訓練について伺う</p> <p>(2)夜間訓練を実施した検証と課題について伺う</p> <p>(3)市民に対する啓発について伺う</p> <p>(4)高齢者、障がい者への避難指示、移動について伺う</p> <p>(5)災害時の在宅避難者を確認するサインの作成、配布を</p>	<p>関係部長</p>
--	---	--	-------------

令和4年第3回牛久市議会定例会

議事日程第2号

令和4年9月5日（月）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前10時00分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

去る9月1日に設置されました決算特別委員会正副委員長の互選の結果について、報告がありましたので報告いたします。

委員長に遠藤憲子議員、副委員長に諸橋太郎議員がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は17人です。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者及び答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いいたします。

○

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、15番須藤京子議員。

〔15番須藤京子議員登壇〕

○15番 須藤京子 議員 改めまして、おはようございます。市民クラブの須藤京子でございます。今回久々に一般質問1番目の登壇となりましたが、これには同僚議員の御配慮があったことで感謝申し上げる次第でございます。

それでは、これより通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

今回の一般質問は、障害のある人もない人も、その人らしく誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組についてであります。

それでは、まず、第4次障がい者プラン基本指針3に基づく施策に位置づけられている一般就労、福祉的就労の場の確保について質問いたします。

基本指針3には、障害のある人の経済的に自立できる力を育てようとしてあり、現状と課題には、

障害者の経済的自立に向け特別支援学校での一般就労を目指した学習や、障害福祉サービス事業所での訓練等に加え、非雇用の形態で働く障害者の工賃を引き上げるための取組が重要だと現状について言及しております。そして、それを踏まえた施策展開では、1、就労相談や雇用啓発活動を展開し、就労の機会を積極的に広げます、2、福祉事業者と連携し、福祉的就労の場を積極的に確保しますなど、3項目の取組が打ち出されております。

そこで、この指針に基づく施策展開のうち、一般就労、福祉的就労の牛久市の現況、また就労継続支援事業所の平均工賃と工賃アップのための支援策の現況について伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 市内の福祉的就労の場については、令和4年7月現在、雇用契約に基づく就労が可能な方が働く「就労支援A型事業所」が4か所、雇用契約に基づく就労が困難な方が働く「就労支援B型事業所」が11か所設置されております。同月の就労者数実績は、全事業所で合計270人であり、昨年度の同月の実績を比較しますと34人増加しています。

就労支援事業所の工賃アップへの支援といたしましては、障害者優先調達推進法に基づき、地方公共団体は率先して障害者就労支援施設等からの物品の調達を推進することとなっており、物品の調達を増やすことが工賃アップにつながります。

牛久市における障害者就労事業所からの物品調達実績額は、令和2年度は281万円、令和3年度は357万円と、前年度比76万円の増額となりました。

今後も福祉的就労を提供する事業所の確保及び工賃の向上を支援するため、市が発注するサービスや物品を優先的に調達してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 次に、市役所における障害者雇用についてであります。

牛久市の障害者雇用については、法定雇用率を満たしていることは承知していますが、現在の職員の障害の種別と仕事の内容についてはどういう状況となっているのでしょうか。

障害者の採用については、今年度職員採用試験において障害者枠が設けられておりますが、今後も定期的な採用を継続していくのでしょうか。また、今後も継続して採用する場合において、勤務時間の短縮などを図り、応募できる方の幅を広げていくお考えはありますか。さらに言えば、チャレンジ雇用などの考えもあるのか伺います。また、募集、採用時の合理的配慮は適切になされているのかも伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 当市における障害者の採用状況につきましては、身体障害、それから精神障害、知的障害の種別で、それぞれの採用をしております。

業務内容でございますが、ほかの職員と同様の事務を行っております。

また、現在法定雇用率は達成しておりますが、障害者の皆様の継続的かつ安定的な就労機会の確保の観点からも、障害者枠の採用試験は今後も継続的に実施して行います。

しかしながら、応募者の拡大を図るための取組といたしまして勤務時間を短縮することについては、給与体系や、また見直し等も含めながら検討が必要なことから、他自治体の状況も踏まえながら慎重に判断、検討してまいります。

また、チャレンジ雇用につきましても、障害者の就労機会確保のための重要な施策であると認識しておりますが、これまで当市における実績はございません。引き続きチャレンジ雇用も含めた就労支援策を検討しながら、障害者の皆様の雇用の促進を図ってまいります。

採用試験時の合理的な配慮につきましては、受験申込書に記入欄を設けておりまして、試験会場の駐車場の利用、それから出題文字の拡大希望、または持参したルーペ等の使用の希望、手話通訳者の手配等、個々の状況に合わせて可能な範囲で対応しております。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 職員採用について、答弁としてはそういうことになるんでしょうが、民間事業者にも一般就労を拡大していくためにも、市役所での職員採用は大きな推進力になると考えております。

ただし、現在の採用条件では、通常の勤務時間、原則として週38時間45分、1日7時間45分に対応できる方となっております、これは、実は結構厳しい条件ではないかと思っております。

政府は、平成30年12月、各府省庁に障害者を非常勤職員として任用する際の制度運用について、障害者である非常勤職員の職務の内容、任期、一月当たりの勤務日数及び勤務日数の割り振り並びに各勤務日における勤務時間について、任命権者は当該非常勤職員と十分にコミュニケーションを取り、その希望、体調等を踏まえるとともに、必要に応じ、相談員、就労支援機関、主治医等の意見も聞いた上で、その障害の特性等に応じた勤務ができるよう、適切かつ柔軟に設定、変更することとの通達を発しております。

また、障害者を一定の期間、各府省自治体において非常勤職員として採用し、その後ハローワークなどを通じて一般の企業への就労に結びつけるというチャレンジ雇用制度は、平成30年に起きた障害者雇用の水増し問題の影響もあり、各地で積極的な取組がなされてもいます。

御答弁では、いずれも今後の課題ということでしたが、そんなことでよいのでしょうか。もっと前向きな検討をお願いします。

それでは、次に（2）第6期障害福祉計画に示された施策についての質問に移ります。

まず、地域生活支援拠点等の整備についてであります。

障害福祉計画には、令和5年度までに地域生活支援拠点等を整備することが明記されております。拠点等の整備は、障害のある方が地域で暮らすために必要不可欠な事業です。人は高齢になっても障害があっても、誰もが住み慣れた地域で暮らしていける社会であるべきだと多くの人が考えるようになり、福祉サービスは整備されてきました。地域生活支援拠点等は、障害者等の重度化、高齢化や、親亡き後に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において障害者等やその家族の緊急事態への対応も可能とするものであります。

全国各地で多機能拠点整備型や面的整備型、併用整備型など、地域の実用に応じた事業展開が図られています。牛久市での整備に向けた基本的考え方及び取組、課題について伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化や高齢化、親亡き後を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制のことであり、障害者の生活を地域全体で支えるために、地域生活支援拠点等の整備は重要なことと認識しております。

牛久市では、令和2年4月から令和4年7月までの2年強の間に、グループホーム9か所、児童発達支援8か所、放課後等デイサービス8か所のほか、相談支援事業所、自立訓練、生活介護、就労継続支援A型・B型事業所の計35か所の障害福祉サービスを提供する事業所が増加し、障害者の生活支援の向上につながっております。

令和5年度の整備に向けた課題ですが、地域生活支援拠点に求められる相談、緊急時の受入れ対応、体験の機会、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり等の5つの機能を有する提供体制づくりまでは至っていないのが現状です。

最も大きな課題としては、拠点をつくる際の専門的人材の確保や養成です。特に、医療的ケアや重度行動障害の方に対応する専門的な人材については様々な知識と経験が必要であり、確保も困難な状況で重要な課題となっております。

今後は、他市の拠点等の整備手法を参考にしながら、施設、事業所等と協力体制を構築し、早期の着手を進めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ただいまの御答弁では、様々な障害福祉サービスを提供する事業所は増えているものの、令和5年度までには拠点等が果たす役割を構築できそうもないということが分かりました。大きな課題は、専門的人材の確保、育成ということでした。

それでは、こうした状況をどう改善していけばよいのでしょうか。これは、民間事業者の問題なののでしょうか。茨城県によれば、拠点等の整備状況は、令和3年6月1日現在の情報です

が、整備済みが日立市、土浦市、龍ヶ崎市等6市、令和3年度末までに整備予定が8市町、令和4年度整備予定が6市町となっていて、牛久市は未定の15自治体の1つとなっております。これが今の牛久市の福祉の現状というのでしょうか。仕方がないでは済まされない問題だと思います。

それでは、次に相談支援事業について、市役所担当窓口の対応強化と相談支援事業の拡充について質問いたします。

担当窓口での対応については、これまでも度々質問をしておりますが、残念ながら多くの障害者が窓口相談の不十分さを指摘しておられます。障害のある方が最初に助けを求めるのが市役所の担当課窓口です。また、障害の変化や家族環境の変化などによっても相談に訪れる場所と言えます。そうした市民のニーズに適切に対応していくのも担当課の役割です。職員のスキルアップだけでなく、適切な窓口対応ができるような仕組みづくりはできないのでしょうか、伺います。

そして、障害のある方の相談に対して、市役所窓口の次に重要になってくるのが相談支援事業ということになります。相談支援体制の充実強化は障害者の地域生活を支援するために重要であり、第6期計画にもその方針が示されております。計画には、令和5年に基幹相談支援センター設置の目標が掲げられております。基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、相談支援事業者に対する専門的な指導、助言や、人材育成の支援を行うことも期待されているところです。また、相談支援事業所の拡充を含め、計画相談支援の充実が図られるよう体制を整備していく必要もあります。牛久市の取組状況について伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 窓口対応では、障害者手帳交付時やサービス開始時にパンフレット等提示しながらサービスの説明をしております。しかし、御本人にしてみれば、急激な身体や生活の変化により様々な混乱が生じていることから、内容の理解が難しい場合があることは認識しております。

また、窓口では、可能な限りその方の障害の特性や程度をお聞きし、丁寧に説明をするよう努めておりますが、把握が至らず情報提供が不足する場合もあることと存じます。説明することには注力するものの、正しく伝わったか、どのように相手が理解されたかまで意識が及んでいないことがあるかもしれません。窓口対応を充実させるために、障害担当の職員として福祉職等を確保するため募集をしておりますが、応募が少なく、なかなか確保できない状況となっております。

今後は、これまで以上に丁寧な対応を心がけるとともに、対応職員の研修や情報共有、福祉

職の確保等によりスキルアップを図り、理解しやすい窓口対応に努めてまいります。

次に、相談支援事業の拡充についてですが、令和4年7月現在、市内には指定特定相談支援事業所が8か所、障害児相談支援事業所が5か所設置されており、サービス利用時の相談支援等を実施しております。

障害の種類や各種ニーズに対応できる総合的、専門的な相談支援体制の整備や、地域の相談支援事業者との連携関係の強化を図るため、令和5年度に基幹相談支援センターを設置目標に掲げております。

現在、センター設置に向け、人材の確保や場所の確保、事業内容の検討を進めております。多くの課題がありますが、引き続き設置に向けた対応を進めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 これまでもこうした質問に対するの答弁、それに対しまして、私は初回の手帳交付時に福祉サービスを丁寧に説明しているということがほとんどですが、それではなかなか、その福祉サービスについての理解が至らないだろうということで、定期的に後追いで相談ありませんかというような声がけをしたらどうかということは申し上げております。特に、障害福祉サービスにつなげられていない、利用につながっていない、計画相談につながっていない方、こうした方々については、その後いかがですかというようなことが連絡できないものなのか、これが後追いの仕組みづくり、その場では障害の方にそのサービスのありようが伝わってなくても、後から、少し時間がたってからそういうことをお聞きすることによって、生活スタイルが変わっていく中で新たな需要、ニーズが生まれてくるかもしれません。そうした仕組みづくりも考えをいただきたいと思います。

また、今の御答弁では明確にはなっておりませんが、基幹相談支援センター、私は令和5年には設置されるものと信じております。ただ、その際には、センターの業務内容に65歳以上の障害者が抱える問題にも目を向け、介護保険制度によって見過ごされる高齢者の障害福祉サービスにも対応していただけるよう切にお願いいたします。介護保険制度、介護保険の中ではケアマネさんにその役割が負担されがちになっております。その方のスキルによってはつながらないという事態が生じていること、そのことは担当課でもきちんと理解をいただきたいと思います。

それでは、次に日常生活用具給付事業についてであります。

牛久市の当該事業は、令和2年に医療的ケアが必要な人に対して、停電時にも対応できる発動発電機を対象品目に追加しましたが、要綱が平成19年度に制定されて以降、ほとんど対象品目の見直しは図られておりません。そのため、障害者が他の自治体などで給付対象となって

いる品目を要望しても、窓口では申請が受理されることなく却下されております。

見直しがなかなか図られない背景には、対象品目が要綱に明記されていなければ要望を受理することはできない、要綱の改正手続が必要となる、そういうことがあるのかもしれませんが。しかしながら、要綱が制定されて以降、要望に応じた改正が行われず放置されたままというのはいかかなものではないでしょうか。障害者の生活環境の変化や機器の進歩などに鑑みれば、見直しすることは必然と言えます。当事者等の意見を吸い上げ、定期的な種目、品目の見直しを行う環境、仕組みづくりを検討していくことは市の責務であると考えます。市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 日常生活用具給付事業については、令和2年度に在宅で生活している医療的なケアが必要な方に対し、停電時に備えて発動発電機を給付品目に追加しました。

障害者の生活変化や機器の進歩等により日々様々な用具が開発されており、他の自治体では給付対象になっているものが牛久市では給付対象外という事例もあることは認識しております。

牛久市では、給付品目の変更については今までも要望に応じて検討してまいりました。障害者連合会からは毎年要望書が提出されており、その中には、各団体が話し合いを重ねた要望事項が日常生活用具給付以外にも様々ございます。新たな取扱品目については、各団体要望のほか、国、県、近隣市町村の動向を踏まえ、必要度と有効性、優先順位を考慮しながらニーズに適した給付ができるよう検討してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 日常生活用具給付事業については、障害福祉計画の第4章、地域生活支援事業の中で、新たな取扱品目については、国、県、近隣市町村の動向や各団体等の要望を踏まえ検討してまいりますと明記されています。御答弁でもそのように伺いました。また、御答弁の中には、障害者連合から毎年要望書が提出されているとのことでした。にもかかわらず、具体的には何も変わっていないというのはどういうことなのでしょうか。これは、担当課の問題ではなく財政の問題ですか。障害者連合会から議会に請願でも出していないと動けないということでしょうか。

それでは、次に理解促進研修・啓発事業について質問します。

理解促進及び啓発は、第6期計画の地域生活支援事業に位置づけられており、また障害者差別解消法における法の趣旨を理解し、合理的配慮に資するためにも必要な事業と言えます。合理的配慮が民間事業者にも義務化された現在、差別解消法の求める事案が何であるのかを理解する上でも、障害に対する理解促進は喫緊の課題と言えます。市の取組状況について伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 牛久市では、牛久市障害者連合会や関係団体を通じ、例年児童クラブへの訪問活動、地区社協への訪問活動、また、牛久警察署へのカード配付等を行い、障害者への理解促進や啓発に努めております。しかし、児童クラブ、地区社協への訪問活動については、ここ2年間はコロナ禍により活動が中止になっています。

また、毎年12月3日から9日までの障害者週間に合わせて、障害者の理解について広報紙等にて啓発活動を実施しております。

今後は、民間事業者に向けた普及啓発活動を強化していきたいと考えておりますので、商工会や障害者連合会、各関係機関と連携し、障害者への差別解消や合理的配慮についての周知方法について、来年度の実施に向けて準備してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 次に、(3) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供についての質問に移ります。

まずは、情報アクセシビリティの向上についてであります。

本年5月、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立、施行となりました。この法律は、多くの障害当事者団体や情報保障を担う当事者団体等の長年の粘り強い働きかけにより成立に至ったものであります。

法には、障害者が情報を受け取るだけでなく、発信する際も障害当事者の望む形を保障することが必要であり、これらが担保されて初めて情報アクセシビリティ・コミュニケーションが行使できることになるとして、障害者の努力や歩み寄りではなく、社会にその対応責任があることが明記されました。地方公共団体の責務等も示され、取り組むべき施策の策定と実施が求められていることは御承知おきのことと思えます。市では、既に障害福祉計画に位置づけられている施策もありますが、国が基本理念及び基本的施策で示す当該施策を策定し、実施していかなければならないこととなります。今後の取組及び所管課と関係機関との連携をどう図っていくのか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が令和4年5月25日に施行されました。この法律は、全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用、意思疎通に関する施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

現在、市の取組としては、点字・声の広報発行、窓口における手話通訳者の配置、手話の普

及啓発のための講習会の開催等にて、情報の伝達、意思疎通に努めているところです。

全ての人々が様々な場面や状況下で情報を入手し利用できる情報アクセシビリティは、障害者や高齢者だけでなくあらゆる人にとって意味があり、重要なことであると認識しています。

今後の法律に定める基本理念を旨とする施策の展開に当たりましては、庁内関係各課及び関係団体等と協議し、市民の利便性の向上につながるよう検討してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 この問題では、社会福祉課の取組状況というより、市の広報、ホームページやSNSを使った情報発信などの在り方をはじめ、様々な施策展開においても対応が求められ、全庁的にどう進めていくかのほうが重要であると考えております。障害のある方にとっても、情報を入手する方法もこれまでと比べものにならないくらい多様になっております。ぜひ当事者の声を聞きながら様々な場面を想定した検討を行っていただきたいと思います。

それでは、次に、選挙における合理的配慮、不当な差別的取扱いの禁止についての質問であります。

選挙は民主主義の根幹をなすものであります。選挙権の行使に当たっては、合理的配慮の提供を欠くという差別は許されません。しかしながら、これまで障害者の政治参加は様々な社会的障壁によって妨げられてきたと言えます。2012年2月、牛久市在住の方が東京地方裁判所に起こした被後見人の選挙権を奪う公職選挙法第11条第1項第1号の違憲性を争う選挙権回復訴訟は、その後違憲判決が出、また法改正へとつながりました。

このように、法律改正、法律の制度がまた改正できないと対応ができないというふうに言われるものが多く存在し、その一つには選挙での選挙広報等の情報保障の問題があります。選挙公報は墨字の印刷媒体であることから、視覚障害者は情報を得ることができないと全国的な視覚障害者団体は指摘しております。

こうした声に対し、国政レベルの選挙では、一部点字、音声、拡大文字による選挙のお知らせ版を発行するよう都道府県選挙管理委員会に要請が出されていると聞いております。しかし、市町村レベルではこれができておりません。この問題もかなり以前に取り上げましたが、検討の余地はないのでしょうか、伺います。

また、投票行為における合理的配慮の提供や不当な差別的取扱いは、解消されなければなりません。そのためには、投票所のバリアフリーと合理的配慮のための人員配置、代理投票における不正防止とプライバシーの配慮など徹底が求められます。牛久市における対応状況について伺います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 障害をお持ちの方への投票所における合理的配慮につきましては、投票事務に従事する職員への選挙事務説明会を行い、代理投票の制度や介助を必要とされる方への対応方法について周知しているところですが、今後は投票事務に従事する職員のスムーズな対応を可能とするため、投票所における介助が必要な方への対応マニュアルの整備を行ってまいります。

また、選挙公報について、市長選挙及び市議会議員選挙の際に、選挙公報を音声化した情報を御用意するため、音声データの作成方法や問題点等を協議、検討して導入に努めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 この点もなかなか難しい問題であると認識しております。しかしながら、今の障害者差別解消法が制定され、投票のみならず選挙における障害者の権利、これは、どう保障するかは国を挙げての問題とも言えますが、市町村レベルの問題でもあります。障害者差別解消法では、それぞれの場面においてその事例の収集を行っておりますが、こうした積み重ねも問題を解決するの一つになると思います。職員が多くの場合、この選挙のための臨時職員ということになって、なかなか理解は進めていかれないのかもしれませんが、その事例を一つ一つ積み上げることによってこの問題を明らかにすることができると考えております。今後の対応に期待をしておきます。

それでは、次に、災害時を想定しての合理的配慮の提供についての質問であります。

まずは、個別避難計画の作成についてであります。

個別避難計画に関しては、平成25年避難行動要支援者名簿の作成が義務化され、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。さらに、障害者差別解消法が施行されたことから、今までどおりの対応では通用しないと考えます。牛久市の状況をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 個別避難行動計画を作成する対象者については、避難行動要支援者のうち優先順位をつけた考え方について関係部局にて協議の上、地域防災計画の見直しを実施いたしました。

具体的な優先順位対象者は、人工呼吸器や酸素吸入器使用者、透析患者などのほか、重度障害者、要介護認定者、医療的ケアが必要な方等となっており、約950名の方が個別避難計画作成の対象者となります。

個別避難計画の作成には本人の同意が必要となり、作成時にはその方の障害特性等に十分配

慮した上で情報の取得、意思疎通の方法等も計画に反映し、作成することになります。また、計画作成には行政区長、民生委員児童委員等の地域関係者との調整による避難支援者の確保、避難経路の検討が必要であり、ケアマネジャー、相談支援専門員等の福祉・医療関係者等の協力も必要不可欠となります。現在、関係機関への依頼に向けた調整方法、管理システムの構築、要綱整備等の作成に向けて、庁内関係部局と協議を進めているところであります。

今後は、土砂災害警戒区域に居住している避難行動要支援者から順次個別避難計画の作成に取り組む予定であります。できるだけ早期の個別避難計画の作成に向けて努めてまいりますので御理解をお願いいたします。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 牛久市は幸い大きな災害に見舞われるということはなく、台風のときに畑が浸水する、道路が冠水する、そうした状況はありますが、東日本大震災以降は家屋の倒壊というような事例も起きておりません。そうした情報の中で、ややもするとこうした危機意識というのは薄れていくと思われまます。しかしながら、先日も夜中でしたか、そして夜ですが、地域によっては停電が起きたりもしております。強雨による停電が起きたりもしていません。そうしたときの情報の入手、停電の情報はなかなか災害情報の中にも入ってきませんでした、個別であるために。こうしたことにも、障害の種類によっては音声で伝えられるようなSNSを活用するとか、それから新たな情報ツールを使って提供できるようにきめ細やかな情報提供も求められますが、そもそもの初めはそれぞれの命が守られなければなりません。そうした命を守る行動には、本人の同意なくしてはこの計画を全うすることはできませんが、その点も含めまして、市民の方への周知の徹底をお願いしたいと思います。

次に、避難所運営についてであります。

避難所運営においても、これまでどおりでは合理的配慮の提供に欠ける事態が生じます。また、牛久市では福祉避難所数が近隣宿泊施設との協定により増加されておりますが、要配慮者への周知は行き届いているとは言い難い状況です。さらに、そうした施設での合理的配慮の提供への理解が求められます。市の現状と対策について伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 現在、市指定福祉避難所は、総合福祉センターと牛久運動公園武道館の2か所を指定避難所とし、三日月橋生涯学習センター及び奥野生涯学習センターは第1次避難場所と福祉避難所を兼ねるとして、第2次避難場所に災害時要配慮者が増加した場合は福祉避難所へ移行することを定めております。

福祉避難所運営による合理的配慮ですが、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、災害時は特

に正しい情報の取得と意思疎通が大切になることは認識しております。福祉避難所の運営においては、現在マニュアルを策定中ですので、誰もが分かりやすい表示の方法など、可能な範囲でその中に盛り込み、障害者等が情報伝達に取り残されないよう情報伝達の方法を配慮し、運営を行ってまいります。

また、災害時における民間事業者との協定は、令和4年8月現在、市内特別養護老人ホーム3施設、市内4か所のホテルと協定を結んでおります。

今後も民間事業者へ協定締結に向けての働きかけを関係部局と連携し、推進してまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 この避難所運営、そして福祉避難所の在り方ですけれども、障害をお持ちの当事者団体が防災マニュアルなどをまとめているところもあります。そうしたものも含めて、当事者に寄り添った避難所運営を構築していただきたいというふうに思っております。

それでは、最後に、社会モデルの考え方に基づいた環境の整備について質問をさせていただきます。

まずは、段差解消や歩道整備、施設整備等に対する整備状況であります。

差別解消法の根底にある考え方は、障害は個人にあるものではなく社会にあるというものです。そこで、共生社会の実現に向けて合理的配慮の提供がなるべく必要とならないよう、あらかじめ障害者が利用しやすい環境を整備しておくことが求められており、これを環境の整備と言います。牛久市のまちづくりにおいて、新たな地域整備やバリアフリーのまちづくりが実践されておりますが、既存の市街化区域の改修を進めることはなかなか難しいとは思っておりますが、今後の取組状況はいかがでしょうか。現在牛久駅西口の改修工事が行われているところではありますが、公共施設における改修の際のバリアフリー化、差別解消法の求める理念に基づいた改修についての今後の取組について伺います。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 新たな道路の整備や既存の道路改築を実施する際には、バリアフリー法及び道路移動等円滑化基準に基づき、全ての人が安全で安心して利用できる道路空間を目指してユニバーサルデザイン化を進めております。

最近の事例といたしまして、令和3年度より進めている牛久駅西口の改修工事におけるバリアフリー化が挙げられます。この工事は、まず車椅子利用者や歩行に支障がある方が安全に渡ることができるように、歩道と横断部との段差や歩道面の傾きを小さくしたスムーズ横断歩道を設置しております。この横断歩道は、車道部が凸状に盛り上がったハンプ形状となっており、車両が速度を出したまま走行することを防ぐことで横断歩道付近の安全確保にもつながってお

ります。

次に、既存エレベーター付近に障害者専用の昇降場を設置し、エレベーター乗り場までの段差をなくしたスロープとすることで、利用する方に優しいものとなっております。

今回の工事では、歩道表面の改修も実施しており、これまでの平板ブロックではがたつきや段差などが発生し、つまづく可能性がありました。その平板ブロックを撤去し、アスファルト舗装の表面を加工し、石畳風に仕上げることで安全性と景観の向上を図っております。

今後のバリアフリー化や段差解消等の整備予定につきましては、牛久駅西口に車椅子の方でも利用できる公衆トイレを設置するために、今年度実施設計を行っております。その他既存団地内における蓋つき側溝の整備による段差解消や道路幅の有効活用、区画線による歩行者通行帯の確保等を実施しており、今後も既存団地の改築時にはバリアフリー等の環境整備が実施できるよう検討してまいります。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 社会モデルでの環境整備、施設環境整備等、これは先ほども申し上げましたが、障害は個人にあるものではなく社会にあるということが根底になっております。これまでのまちづくりの中では、歩道のそれぞれの家への出入りによる切り下げ等、幅が狭いところでもそうした切り下げ、傾斜が行われることによりまして波打ったような歩道ができ、障害のある車椅子の方だけではなく子供のベビーカーを押す保護者の方々、そうした方々も車道に出ざるを得ないというような環境が生み出されてしまっております。今部長の答弁では、そうしたものも含めて少しずつ解消されていく方向をとということで市の方針は示されましたけれども、今後とも事あるごとに積極的な推進をお願いしたいと思います。

それでは、最後に、民間事業者に対する合理的配慮の提供義務化への支援と、合理的配慮の提供を支援する補助金制度の創設について質問いたします。

差別解消法の改正により、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました。そこで、各地の自治体では、法の施行に伴う対策を取り組みやすくするための支援策を進めております。以前の一般質問でも取り上げましたが、県内でもつくば市に続き水戸市、ひたちなか市、取手市、つくばみらい市、那珂市でも合理的配慮の提供を支援する補助金制度が創設されております。牛久市では、市内民間事業者への理解促進、周知をどのように行っていくのか、また補助金制度の創設についてはどう考えるか伺います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 社会モデルの考え方に基づいた民間事業所に対する合理的配慮の提供とは、様々な場面で事業者に対して障害者から何らかの配慮が求められた場合、事業所側は過重な負担がない範囲で社会的障壁を取り除く配慮を行うということと認識しております。

しかし、この認識が全ての事業所に認知されているかといえば、市では認知度や実際の配慮の度合い、事業所としての意識など把握しておりません。牛久市として、まずはこの考え方を広く周知することが重要であり、障害者連合会と協力して商工会を通じて事業所への周知を計画しております。

事業所に周知を図りながら合理的配慮の提供を行いやすくする支援策についても御意見をいただき、補助金制度の必要性を検討してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 須藤京子議員。

○15番 須藤京子 議員 ただいまの御答弁では、合理的配慮の提供を行いやすくする支援策についても触れていただきました。補助金制度の必要性を検討していくということでありました。まずは、必要性について御意見を伺うというところから始められるわけでありますね。この補助金制度については、私は以前にも質問いたしました。ただいまの答弁ではそれから一向に検討はされなかったのだと思わざるを得ませんでした。ということは、今回もまた同様な対応となるのは必定でしょうか。

私は今回の質問に何度も合理的配慮の提供という言葉を使いました。これは、先ほども申し上げたように、障害は障害のある方の個人によるものではなく社会の中にあるのだという、これが社会モデルということになります。社会が責任を負わなければいけないのだということがこの差別解消法の中にはきちんと明記され、その障害のある人が社会の中でそのバリアを感じた場合は、そして何らかの対応を必要としているという意思が行政や民間事業者へ伝えられた場合には、ここには負担が重過ぎない程度でということにはなりますが、その対応することが求められているわけです。ですので、民間事業者がそうした対応をしやすくするためには、何らかのインセンティブを設けなければいけないというのが、設けなければいけないというのか、設けたほうがいいのではないかというのが私の意見であります。これは、それぞれの種類によって1万円、5万円、10万円とか20万円とか、そんなふうに、その改善するために必要な金額の上限を設けてそれぞれ、明石市から始まり、今申し上げたように、つくば市のほかにも水戸市、ひたちなか市、こうしたところにも広まっているということであります。どれだけの財政の負担が変わるのか、これまたお金の問題という言葉は、私は聞きたくありません。検討をお願いしていきたいと思えます。

今回これらの質問を行うに当たっては、障害をお持ちの当事者、長年障害のある方に寄り添った活動をしてこられた方からいろいろお話を伺いました。質問はその御意見をまとめたものでありますが、答弁ではことごとく検討していくというものばかりでありました。障害福祉サービスをはじめ、福祉制度は国の法律、制度にのっとって行われるものですから、ただでさえ

市町村の裁量の余地は少ないと言えます。そうした中で、計画を立てても、それが絵に描いた餅のように並んでいるだけでは、福祉の充実は夢物語と言わざるを得ません。検討した結果が一つでも施策の実施につながることを願って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、15番須藤京子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、19番石原幸雄議員。

〔19番石原幸雄議員登壇〕

○19番 石原幸雄 議員 改めまして、皆さんこんにちは。石原幸雄でございます。

ただいまより、通告に従いまして、市政全般について5点の一般質問を行います。

まず第1点目といたしまして、行政財産の利活用について2項目の質問をいたします。

初めは、使用済み予定の財産及び使用中止状態の財産並びに使用中の財産についてであります。

御承知のように、本庁舎敷地内の第三分庁舎は、教育委員会の各課がひたち野リフレビルへの移転が予定されているために空洞化が想定されることに加えて、総合運動公園内のプールも未使用の状態で放置されている一方で、近い将来牛久消防署が移転新築された場合には、残された既存の庁舎の利用をどのように考えるのが課題であると存じます。他方では、現在使用中の財産の中にも費用対効果の観点から考えると、果たして行政の関与の継続が望ましいのか疑問を抱かざるを得ないものがあります。具体的には、牛久青果市場であります。本市の特別会計として分類されている当該事業の数値の推移を見る限り、行政財産としての維持継続の検討がなされてしかるべきであると存じます。

さらに、おくの義務教育学校の北校舎についても、校舎一体計画がスタートしていることから、近い将来には残存する校舎の利活用が課題となることが必定であります。

ところで、自治体の方針で行政財産を普通財産として利活用し、当該自治体に利益を生み出している自治体があります。すなわち、神奈川県秦野市は、庁舎内の敷地の一部をコンビニエンスストアに賃貸したり、使用済みの庁舎を郵便局に賃貸するなど、行政財産であったものを普通財産として積極的に利活用することにより税外収入の充実化に努めている実例が見受けら

れるのでありますが、長引く不況による税収の減少を踏まえると大いに参考になる事例であると判断をいたします。

それで、さきに挙げた本市の行政財産について、これらを普通財産として賃貸することなどにより、税外収入の確保に努めるべきであると考えてるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 牛久市では、平成28年度に公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理の推進を目的としました「牛久市公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

この計画では、まちづくりの視点を持った施設の適正化、コストの縮減と財源確保、計画的な施設の保全、3つの基本的方針を掲げ、毎年コストや利用率、受益者負担をはじめ様々な角度から公共施設等のマネジメントを推進していくこととしており、基本方針の中で、公共施設等の配置や規模の適正化の方向性、そして将来にわたり安定した公共サービスを提供し続けるための方策の一つとして既存の未利用の施設や未利用のスペースの積極的な活用を考えております。

行政財産の利活用に民間活力を導入することにつきましては、先ほど申し上げました基本方針のコスト縮減、財源確保にのっとったものでございますので、議員の提案の神奈川県秦野市の例にあるように、今後の市民の利便性の向上や財政の負担の軽減につながるものとして認識しております。

公共施設の利活用につきましては、今後も牛久市公共施設等総合管理計画に基づきながら、公共施設等マネジメントを推進していく中で逐次新しい考えや新しい手法を調査研究しながら、何が牛久に有効なのかを検討してまいります。

また、第三分庁舎につきましては、教育委員会のひたち野リフレビルに移転後には、庁舎の狭隘など解消のために活用していきたいと思っております。

また、おくの義務教育学校一体型校舎の整備に伴う北校舎の利活用につきまして、現時点において利活用の方針は決まっていない状況ではありますが、本年度末までには実施設計が完了することから、実施計画の内容を確認した後、建設が完了するまでの期間におきまして他自治体の事例などを参考にしながら、保育園を含めた様々な条件を整理した上でこの地域に求められる機能を検証し、地域の方々の意見などを踏まえながら庁内に検討委員会を設け、検討を進めていきたいと思っております。

ちなみに、これは質問の中心にちょっと外れるかもしれませんが、私が就任してから土地の売却をいたしました。約9,000平米でございます。金額にして2億2,500万円ほど処分したものでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今市長のほうから、行政財産の利活用についてる答弁がございました。その中で、私も質問の中で取り上げました第三分庁舎につきましては、何か市長の答弁を踏まえたと、執行部の中の何らかの部署として活用をしていきたいという旨の答弁であったというふうに思います。具体的にはどういう部署の設置を考えているのか御説明をいただければというふうに思います。

それから、これは確認になりますが、おくの義務教育学校の利活用、北校舎ですね、北校舎の利活用については、今年末ぐらいには何らかの具体的な方針が明示されるというふうに理解をいたしました。その理解でいいのかどうか確認を求めたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 第三分庁舎の利用についてお答えいたします。

第三分庁舎につきましては、御存じのように、リフレに窓口が設置されますと教育委員会がリフレのほうに移動するような形になりますので、その空きの部分も今現在全体的に、例えば保健福祉部の地下1階、大分狭隘化していますので、そういった部分の解消も含みながら、庁内全体で適切な部署、どこがいいかというのを現在検討中であります。

以上です。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 おくの義務教育学校の北校舎に関しましては、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、今年度中に実施設計のほうで完了する予定でございますので、その実施設計の内容を踏まえながら検討のほうを開始していきたいということでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今部長のほうからおくの義務教育学校に設計中であると、利活用については設計中であるという答弁がございましたが、その設計の中には農産物の直売所等としての活用というものも考えられているのかどうかお答えをいただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 ただいま申し上げた設計というのは、おくの義務教育学校の南校舎への集約の設計でございまして、今後の利活用の設計ではございません。議員が今質問の中にありました農産物の直売所等につきましては、以前も議員の御質問の中にもございましたし、またタウンミーティングなどでも地元から様々な意見が出ております。そういったことを踏ま

えまして、今後、今年度中に南校舎への校舎の集約の実施設計が完了します。その中で、今南校舎のほうに全部集約するという方針でやっていますが、足りなかった部分に関して、例えば北校舎の一部、校舎というよりは敷地ですね、それを一部使うとか、そういうふうな話が来たときには、北校舎全てが利用できるというふうにはならないということもありますし、そういったことも踏まえまして、実施設計が完了してこういう状態でいくんだというのが決まったときに、北校舎はどういうふうに行うかというのが改めて検討を始められるというふうを考えておりますので、それを完了した後に、今後はそれを踏まえて、また先ほどの市長の答弁からもありましたように、地域の方々のニーズ等も考慮しながら検討委員会を立ち上げて検討していきたいということでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 いずれにしましても、おくの義務教育学校の北校舎、旧奥野小学校の跡の利活用については、地域住民の声を十分に考慮いただいて、どのような施設、利活用がいいのかどうかをきちんと考えていただけるよう期待をいたしまして、次の質問に移ってまいります。

続きまして、保健センターの利活用について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、本庁舎の敷地内にある保健センターには健康づくり推進課が入居し、市民の健康の維持に大きな役割を果たしていると認識をいたします。一方、保健センターの2階の研修室は、様々な団体の会議が開催されるなど多目的に使用されていることは論をまたないところであります。

ところで、一昨年から市役所の分庁舎の設置の是非が話題となっておりますが、この議論は庁舎機能の一部が手狭となっていることに端を発しているものと存じます。中でも、保健福祉部に所属する高齢福祉課や社会福祉課が手狭であり、この現実を踏まえて、この際保健センターを増改築することにより、社会福祉協議会の事務局を含めて本市の福祉部門の全てを保健センターに集約化することを検討すべきと考えるのでありますが、保健センターの利活用についてはどのようにお考えでしょうか。明快なる答弁を求めるものであります。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えいたします。

市民の健康づくりの拠点となります保健センターにおきましては、市民健診や乳幼児健診の実施、子育て世代包括支援センターとして妊娠、出産、子育てに関する多様な相談、高齢者の健康増進事業など、市民の皆様にも数多くの保健サービスを展開しております。

一方で、地震や風水害等の災害発生の際、対策本部が設置される2階研修室は、FMの放送

室を備えておりまして、研修室と廊下を挟んで反対側の運動指導室は、現在住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事務を行っております。また、1階のリハビリ室は、新型コロナワクチン接種に関する問合せ対応や接種券発送事務などのため、派遣職員による業務を継続して行っておりまして、隣の40畳の和室には子供家庭総合支援拠点の開設を検討しているなど、保健センター内の各会議室等は、健康増進事業の目的以外の利用も含めまして日々活用をされております。

また、保健福祉部医療年金課の保健センターへの移動につきましては、総合窓口課を中心としたワンストップサービスの実施が不可能となるなど、窓口サービスに多大な影響を与えるため、保健福祉部の各課を保健センターに集約することは非常に難しいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 そうすると、今の部長の答弁を踏まえますと、手狭状態にある福祉部門の問題の解消については、保健センターの増改築等による利活用というのは全く考えていないというふうに理解してよろしいですか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 御指摘のように、保健センターを改修して保健福祉部の各課、狭隘化を解消するというのは現在考えておりません。ただ、先ほど答弁させていただきましたように、教育委員会のほうがリフレビルに移動した段階で、全体の入れる課はどこかというのも検討して、できるだけ保健福祉部の窓口、狭隘化を解消できるように今後考えていきたいと思っています。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 そうすると部長ね、福祉部門の手狭の問題の解消というのは、第三分庁舎に福祉部門を持って行ってそれを解消しようという理解でよろしいんですか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 第三分庁舎につきましては、市民の方、保健福祉部各課の業務に来庁する方は、第三分庁舎につきましては、例えば非常に階段も手狭でして、トイレも大変狭いということで、保健福祉部の各課の来客、お客様に対応するには、施設的に非常に難しいと考えております。それ以外の部署を、例えば、空いたところにそれ以外の部署が入って、押し出しのような形で保健福祉部の各課が保健福祉部の窓口狭隘化を解消できるかどうかをぜひ今後検討していきたいと思っています。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 この問題は、ここでこれ以上突っ込んでも平行線をたどるであろうというふうに推測をいたしますので、これ以上の突っ込みはやめますけれども、いずれにしても、行政課題の一つとして、福祉部門が手狭であるという問題は依然として解消をされておられませんので、その点については市長、よくよくお考えをいただいて、早急なる対策を取っていただけるよう期待をいたしまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

次に、第2点目といたしまして、顧問弁護士の人数の見直しについて質問をいたします。

御承知のように、本市の顧問弁護士は前市長時代には最多で4名でありましたが、現在の市長就任後は人数の見直しが行われ、3名体制になったと認識をいたしております。一方、顧問弁護士の人数については、人口規模の割には3名というのは多過ぎるのではないのかと疑問の声が寄せられているのであります。ちなみに、本市の3名の顧問弁護士について、平成30年以降の訴訟の依頼件数を調査したところ、K弁護士が2件、M弁護士がゼロ件、S弁護士が2件という記録であることから、果たして3名の顧問弁護士と顧問契約を締結することはいかなものかと考慮せざるを、もとい、3名の顧問弁護士と顧問契約を締結することはいかなものかと考えるものであります。

ところで、本市を除く茨城県内の31市について、各自治体の顧問弁護士の人数を調査したところ、6市が2名、21市が1名であるのに対して、顧問弁護士を置かない自治体が4市も存在することが判明したのであります。それゆえ、人口規模や費用対効果の観点から考えて、本市の顧問弁護士の人数をさらに見直すことを検討すべきであると考えておりますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 顧問弁護士の人数の見直しにつきましては、県内の状況を見ますと、人口規模が大きい市におきましては法務専門部署を設置したり、庁内弁護士を雇用し、その分野に精通した職員の確保をすることにより、顧問弁護士に相談する前段階での事案の解決を図っているところもございました。また、牛久市と比較して人口の少ない市におきましても、弁護士資格を有するものを職員として雇用した例がございます。昨今の行政が抱える複雑、多様化する諸問題に、それぞれの自治体が顧問弁護士と連携を密にしながら、的確かつ迅速な対応に努めております。

牛久市におきましては、訴訟となることを未然に防ぎ、市の業務上の法律問題を的確に処理するために相談回数を限ることなく法律相談に応じていただく内容の顧問契約の締結をしまして、法的な問題に疑問が生じた場合、各課が迅速に対応できる環境を整えております。また、訴訟となった際は、前に申し上げましたとおり、顧問契約とは別に訴訟代理人契約を締結して

おります。

法律相談を要する案件は特に法の解釈が分かれる内容が多いため、顧問弁護士がそれぞれ持っている知識や経験に合わせて様々な相談案件を振り分けることで、よりの確な助言を得ることが可能となっております。同じ事案におきましても、それぞれ異なった見地から法的解釈の助言を得ることも可能となるため、より慎重な判断を下す場合など大変有用でありますので、現在のところ顧問弁護士の人数を見直すことは考えておりません。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今総務部長から御答弁をいただきましたが、ずばり申し上げて、顧問弁護士の人数が3名でなければいけないという考え方というか理由がどうも伝わってきません。再度お尋ねをいたします。どうして3名必要なのでしょう。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 相談件数、先ほども御答弁させていただきましたけれども、それぞれ様々な事案に対応するために、各職員がその3名の弁護士さんにそれぞれ相談をする契約を結んでおります。ちなみに、令和3年度の実績は22件ございました。毎年20件から50件程度の相談件数があります。そういった様々な問題に対しまして、早い段階から法的に適切な対応をするに当たりまして弁護士に相談をしながら進めることは、問題を大きくしないために、裁判に発展することのないように決着させるということは大変重要であると考えておりますので、3名の弁護士さんで対応していきたいと思っています。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 裁判という言葉が今出てきましたけれども、幸か不幸か牛久市はこのところ裁判についてはあまりいい結果が得られていないというのが実情であります。それを踏まえて再度お尋ねいたしますが、他の同規模の自治体においては、3名というのはちょっと聞いたことがないんですね。私も先ほど申し上げましたように、調べてみたところ3名というのはない。この点を踏まえてどうなのでしょう、この見直しというのを再度お尋ねしたいと思います。いかがですか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 相談する内容ですとか、その案件の中身にもよりますので、3名が多過ぎるということも、どうかというところもあるんですけども。ちなみに、平成28年度から牛久の場合には3人に減らして対応していますけれども、例えば、鹿嶋市等は相談件数が52件と大変多いわけですけれども、牛久と同じ3人というところに対応している自治体もご

ざいます。例えば、ひたちなか市、これも相談件数は6件ということになっていますけれども、2名の弁護士で対応していたりというところで、それぞれ自治体によって多い少ない、これが正解というのはありませんけれども、先ほどお話したように、各課が法的に相談をしたいというときに必ず相談の希望日時というのも希望どおりにはいかない、そういった現状を考えますと、3名の弁護士で対応していただく、そういった形が一番現在のところ適切と考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 そうすると、現在のところ3名体制というものを見直しは考えていないという理解でよろしいかと思いますが、これどうなのでしょう、部長。先のことを言うと鬼が笑うと言いますが、将来的には見直しはあるんですか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 もちろん、全く今後この先3名、あるいは3名でずっといきたいということではないんですが、その相談の件数と経年を見て、件数等が大分下がってきたときには2名にするというのも今後の検討課題とさせていただきますと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 いずれにしても、顧問契約をしていますと、税金が顧問契約料として出ていくわけですから、そういうことを踏まえて堅実な対応をしていただけるものと期待をいたしまして次の質問に移ります。

次に、第3点目といたしまして、電線類の地中化の促進策について質問をいたします。

御承知のように、近年電線類の地中化は防災対策として、また景観維持の観点から全国各地で推進されていると存じますが、本市においてはJR牛久駅及びJRひたち野うしく駅の東西口及びその周辺地域において実施済みであると認識をいたしております。しかしながら、電線類の地中化は一般的に多額の費用がかかることから、当該事業が容易に進捗しないのでありますが、電線類の地中化を促進する方策の一環として、開発事業者はその費用負担を義務づけている自治体があります。すなわち、隣接のつくば市は、市街化区域内の一定の区域について、当該地域の開発を予定している事業者に対して電線類の地中化に要する費用の負担を義務づける条例を制定しているわけですが、これは開発によって利益を取得する事業者についてもまちづくりの一翼を担ってもらいたいとの発想に基づくものであり、自治体の財政負担の軽減にも役立つ合理的な政策であると判断をいたします。

そこで、この事例を参考として、本市においても市街化区域における電線類の地中化を促進

するための何らかの方策を検討すべきであると考えておりますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 近年、電線や電柱について、様々な問題がクローズアップされております。例えば、電線が多過ぎて景観が悪い、電柱で道路が狭くなり、歩行者が歩きにくく自動車とすれ違うときにも危険である、地震や台風などの災害時に電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりする危険があると言われております。道路の無電柱化は、こうした様々な問題の解決のための施策であり、特に近年は地震等の災害も多く、防災面からも無電柱化は大変重要であると考えております。

こうしたことから、国では、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性向上などを目的として無電柱化を推進しています。

牛久市の現状といたしましては、無電柱化が実施された地区は牛久駅及びひたち野うしく駅の東西ロータリーや、牛久駅東口からはなみずき通りまでの県道、牛久駅西口北の区画整理地内などがございます。

現在のところ、市で行う道路の新設や拡幅において、新たな無電柱化の計画はございません。また、開発許可制度における無電柱化の促進について、現在無電柱化が実施されている地区内では新規建柱がされないよう開発行為事前協議の段階で引き続き無電柱化を維持するようにしております。それ以外の地域では、無電柱化に隣接している、または緊急輸送道路に面している等の場所であった場合、道路管理者と連携しながら指導をしております。

無電柱化の整備については多額の費用を要すること、その負担割合をどのようにするのかなど整理しなければならないことが多くございます。今後の開発道路につきましては、開発許可申請者と電線管理者との役割分担や費用負担についても両方で協議することなどが国土交通省から示されておりますので、これらの状況を考慮しながら電線地中化を促進するための方策を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今次長のほうから無電柱化についていろいろな意味で今後の方向性なりなんなりを検討したい、まいりたいという旨の答弁があったと理解いたしましたが、これ、どうなんでしょう、次長、つくば市の事例というのは参考にするお考えはありますか。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 つくば市さんの件につきましてですけれども、令和2年に、先ほどもお答えしましたが国土交通省からの通知で開発道路の無電柱化工事に係る費

用は開発許可申請者と関係事業者の協議により決定するとされております。つくば市さんの条例のほうでは開発事業者が全て負担をするというふうになっておりますので、この辺のほうは十分調整をしながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 そうすると、くどいようですが、無電柱化についてはつくば市の条例を参考にして本市でも条例の制定も視野に入れたいというか、考えてみたいというふうに理解してよろしいんですか。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 国土交通省が今年の5月に市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドラインというものを作成しております。これらを活用していきながら、今後牛久市として条例等が必要かどうかといったところも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 ただいまの次長の答弁に大いに期待をしながら次の質問に移ってまいりたいと思います。

次に、第4点目といたしまして、グリーンファームの今後の在り方について質問をいたします。

御承知のように、うしくグリーンファーム株式会社は、2011年2月に耕作放棄地の解消等を目的として本市がほぼ100%を出資する形式で設立された法人であり、現在ではおおよそ40ヘクタールの耕作放棄地を耕し、河童大根やポテトチップス用のジャガイモ、ワイン用のブドウ、学校給食用の野菜などを生産、販売していると認識をいたしております。

一方、過去5年について同社の決算書を改めて調べたところ、2017年4月1日から2018年3月31日までの第8期は433万6,000円の黒字決算であったものの、2018年4月1日から2019年3月31日までの第9期は279万2,000円、2019年4月1日から2020年3月31日までの第10期が408万円、2020年4月1日から2021年3月31日までの第11期が414万6,000円、2021年4月1日から、本年です、2022年3月31日までの第12期が741万8,000円と、4か年連続の赤字経営を強いられているのであります。

ところで、さきの6月定例議会においては、同僚議員が同社の今後についての一般質問を行いました。その際環境経済部長から同社の先行きについて、銀行からの借入れが不可能な場

合は事業の在り方を検討せざるを得なくなる旨の答弁があったことは記憶に新しいところであり、それゆえ、この答弁を踏まえて、同社の今後の在り方を考慮すれば、JA等の民間事業者に経営を委託することも選択肢の一つであると判断をいたしますが、うしくグリーンファーム株式会社の今後の在り方についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 うしくグリーンファーム株式会社は、今般金融機関の融資を受けまして、3年をめどに機械の更新と経営の立て直しの軸となる従業員の育成に注力し、経営の改善に努めてまいります。

JAや民間企業等への経営委託ということですが、JAに限らず近隣の農業法人等の経営形態や県から打診のある農業への企業参入要望を参考にすると、耕作に不利な農地、面積の小さい農地、点在する農地など、作業効率の低い土地につきましては、地権者に返還する可能性が高いこと、市の事業の一部を担っている事業や薄利事業は中止せざるを得ないこと、うしくグリーンファームの本来の設立目的から大きくかけ離れてしまうことが予想されるため、現在は考えておりません。

しかしながら、現事業をさらに拡充し、牛久市の農業や農地に継続的な有益性が認められると判断できるような企業の参入の要望がある場合には、事業継承や経営委託等も慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今、次長のほうからうしくグリーンファームは今回銀行からの借入れを行ったという発言というか答弁がございましたが、これ、幾らぐらい、失礼ですが、借入れたのでしょうか。お答えできますか。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 1,500万円です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 そうすると、この金額はどのような返済計画になっていますか。答えられますか。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 10年間で返済を予定しております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 10年間の返済ということは、少なくともうしくグリーンファームは、大株主としての牛久市としては、10年間は少なくともこのままの状態というか、会社

の経営を続けていくというふうに理解してよろしいですか。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 今回の借入れによりまして、機器の更新と経営の立て直しをするための、先ほど申し上げましたけれども、従業員の育成に注力しながら経営の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 先ほどの次長の答弁を踏まえますと、今後の成り行きというか、状況によっては民間企業等への委託も検討をせざるを得ないというふうな意味の答弁があったと思いますが、それはいつ頃判断をされる予定なんですか。どの時点で。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 冒頭答弁いたしました、3年間をめどに機器更新と従業員育成ということ答弁申し上げましたが、3年間をめどとして今後につきましては考えていきたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 3年間をめどにということは、確認ですが、今令和4年ですので、令和7年にめどをつけたいと、どうするのか今後ということで理解してよろしいですか。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 そのように理解していただいて結構です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 いずれにいたしましても、このグリーンファームというのは地元の耕作放棄に大いに役に立っていると私は理解をしているんですが、くれぐれも企業である以上、赤字経営とならないような努力を続けていただけるというものと期待をいたしまして、次の質問に移ります。最後でございます。

最後に、第5点目といたしまして、ハートフルクーポン券の販売方法について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、本市では市内経済の活性化を目的として、2002年からハートフルクーポン券を販売いたしております。一方、ハートフルクーポン券については、私に市民から次のような匿名の投書が寄せられております。すなわち、ハートフルクーポン券は発売と同時に売り切れになることが多く、購入を希望する市民に行き渡らない場合が見受けられる。その理由の一つとしては、クーポン券の発売日になると取扱事業者の中には早い時間から従業員

を総動員して購入者の列に並ばせ、券を買い占める事業者が存在するからであるが、その従業員の中には市外在住者と思われる者がかなり多いことから、結果的に牛久市民のクーポン券の購入が阻害されているのではないのかとの内容でありました。

では、どうしてそのような事態が生じるのか、私なりにその理由を調査したところ、ハートフルクーポン券は1万円分で1万1,000円の買物が可能であるプレミアムがつけられていること、また、1割のプレミアム部分のうちの78%のお金が取扱事業者に還元されること、以上の理由から市内のハートフルクーポン券の取扱事業者の中には、プレミアム部分の換金を少しでも多く獲得する意図でクーポン券の買い占めと思われる行為を実行していると推察できるのです。

ところで、先ほども申し上げたように、ハートフルクーポン券には1万円分1万1,000円分の買物ができるとのプレミアムがつけられておりますが、このプレミアムの総額である5,000万円は市税で賄われていると認識をいたしております。それゆえ、このことを踏まえれば、ハートフルクーポン券のプレミアムを享受する上で最優先されてしかるべきであるのは牛久市民であり、その意味で、たとえ市内に存在する事業者であっても、市外に在住する従業員にクーポン券を購入させることは極めて不当であると判断をいたします。

そこで、ハートフルクーポン券の今後の販売に際しては、市民が最優先される環境を確立する意味で、運転免許証等の身分証明書の提示を求めるべきと考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、明快なる答弁を求めるものであります。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 市商工会が発行するハートフルクーポン券事業に対し、5億円分を発行する場合、従来はプレミアム部分5,000万円のうち78%に当たる3,900万円を市が、22%分の1,100万円を事業者が負担してきました。令和2年度からは、コロナ禍における事業者支援策として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、これまで事業者が負担してきた22%についても市が負担をしております、昨年度の事務費を含めた決算額は、およそ5,600万円となっています。

ハートフルクーポン券事業の最大の目的は市内事業者の支援であり、市内での消費活動を促し、事業者の事業継続につながることを第一義としているため、購入に際しては1家族当たり10冊、10万円を限度とする以外に条件は設けておりません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大後は、販売開始から完売までの日数が回を追うごとに極端に短くなり、希望しても購入できなかったとの声が多く寄せられている状況が続いています。これらの声に応えるために、購入限度額の引下げや、購入者を市民に限定できないかを商工会と協議しているところです。販売方法だけでなく、ハートフルクーポン券事業

には様々な御意見をいただいておりますので、今後の在り方について、他市町村の事例も参考にしながら発行元の市商工会と協議し、連携を強化しながらよりよい方法を検討してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今の次長の答弁によりますと、私が指摘したことも含めて、発行方法の検討をしているところであるという御答弁であったと思いますが、この結論というのはいつ頃までに分かりますか。いつ頃分かりますか。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 ただいま、次後期分として12月に発行を予定しておりますので、その1か月前、あと1か月か2か月、次の発行の前には何らかの結論は出ると思います。それが議員の御提案する内容にするのかどうなのかというのは、現時点では申し上げられないんですけども、まずその発行の1か月前の時点での一つの結論は出るということでございます。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今次長から大事な発言がありました。再度確認いたします。今度の12月の発行のときには、一般市民が今までと違い一人でも多く買えるような環境になるというふうに理解してよろしいですね、間違いありませんね。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 今、市商工会のほうと協議をしまして、何らかの結論が出ると申し上げたのは、現状のままというのも含めての何らかの結論、もし今回の12月の発行のときに現状のままだった場合でありまして、この協議は商工会と続けてまいります、より多くの市民の方に購入していただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 いずれにしても、こういう不況の時代であり、コロナ禍もあります。一般市民は少しでも安くいいものを手に入れたいという希望や考えを強く持っていますので、牛久市民が損のないよう、損と申しますか、牛久市民の利益になるようなハートフルクーポン券の販売方法、発売方法をきちっと確立していただけるものと大きく期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、19番石原幸雄議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時20分といたします。

午後0時05分休憩

午後1時20分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、3番秋山 泉議員。

[3番秋山 泉議員登壇]

○3番 秋山 泉 議員 改めまして、皆様こんにちは。公明党の秋山 泉でございます。

これより、通告に従いまして一般質問を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、7月10日投開票が行われました第26回参議院議員通常選挙について、何点かにわたってお伺いをしたいと思います。

本市の改選時の有権者数は、男性3万4,788人、女性3万5,827人、合計7万615人でした。期日前投票所は牛久市役所本庁舎4階、牛久駅前投票所エスカート2階、ひたち野リフレビル2階、奥野生涯学習センターの計4か所に開設をされ、いずれも6月23日から7月9日、8時半から20時まで実施をされました。期日前投票の投票所別の投票数は、牛久市役所本庁舎4階が5,555人、牛久駅前投票所エスカート2階が5,439人、ひたち野リフレビル2階が3,804人、奥野生涯学習センターが617人と、合計投票数は1万5,415人、21.83%で、3年前の参議院選と比較した場合、若干の有権者数に違いはありますが、3年前の期日前投票数は1万2,992人、18.24%、今回は2,493人増の3.59%増となっており、有権者の2割以上の方が期日前投票を行っております。今後も増えていく可能性があると考えます。執行部はこの状況をどう分析しているかお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 7月に執行いたしました参議院通常選挙の期日前投票率は、平成28年が17.9%、令和元年が18.2%、令和4年が21.8%でした。前回の選挙と比較し、約3.6%増加しており、人数にしますと、約2,500人の増加となりました。今回の参議院選挙では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により投票日における投票所の混雑を避けることや期日前投票日数が前回選挙より1日多かったことなどが一部増加の要因と見ておりますが、市民の皆様が日々の生活の空き時間を利用し投票できる期日前投票の利便性を認識していただき、浸透していただくことで、期日前投票数が今後も増えていくものと考えております。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 本年末には茨城県議会議員選挙、明年4月には統一選挙が行われますので、今回の参院選の期日前投票の状況を踏まえ、今後の期日前投票の取組といたしまして、投票所の増設についてお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 7月に執行した参議院議員通常選挙の牛久市の期日前投票者数は1万5,415人、有権者の2割以上の方が利用しましたが、4か所の投票所で常に混雑していたという状況はございませんでした。

期日前投票所は市の専用回線が敷設されている施設に設置していますが、現在4か所の期日前投票所で会議室を使用しているのは市役所のみで、ほか3か所はロビーなどを使用しております。

昨年度の衆議院議員総選挙のように短期間で選挙準備を行う場合、期日前投票所として約2週間使用が可能な市施設を新たに確保することが困難な状況です。現在のところ、当市では期日前投票所を増設する予定はございませんが、今後、期日前投票者数がさらに増加し、各投票所に混雑が発生した場合は、改めて期日前投票所数の見直しを検討する必要があると考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 ただいま次長のほうから御答弁を頂戴いたしましたけれども、このたびの参院選は期日前投票期間が17日と長かったため、投票に出かける人が分散され、混雑していたという状況にはならなかったと、そういうふうに私は考えています。昨年の中選挙区選では、本庁舎の4階ではかなり人が混雑していると私は記憶をしております。しかし、12月に行われる県会選は期日前投票期間が8日間、また、統一選は6日間と短めです。ですので、期日前投票者数が今回のように増加していく傾向があるというのであれば、この短期間の中で集中し、混雑する可能性があるとは私は考えています。ひたち野地域はひたち野リフレ、奥野地域は奥野生涯学習センターと投票所がございます。高齢化が進む中、新地や城中地域の三日月橋生涯学習センターにも期日前投票所を設置してみたいかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 再度の御質問にお答えいたします。

期日前投票期間では、最終日の投票者数が最も多くなる傾向がございます。期日前投票最終日の市役所期日前投票所とエスカード期日前投票所がおおむね約1,000人の投票者数を見

込んでおりますので、最終日は両投票所の人員を各1名増員し、御案内が滞らないよう努めております。また、市役所期日前投票所は出入り口の間口が狭いことから、投票所に入る人と出る人が交差してしまうため、選挙人がスムーズに出入りできるようお一人ずつ案内をしております。今後も、投票される方が安心して投票できるよう御案内に努めてまいります。

御提案の三日月橋生涯学習センターにつきまして確認をしましたところ、本年4月の会議室の稼働率は85%とのことでした。期日前投票所として使用する場合、設営準備を含め最大で約3週間会議室を使用する必要があるとございますので、会議室の稼働率を考慮しますと、三日月橋生涯学習センターに期日前投票所を設置することは現在のところは困難であると考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 ということは、今後も三日月橋生涯学習センターに設置するという考えは、今のところないということによろしいでしょうか。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 現在の三日月橋の利用等考えますとなかなか難しい状況とは考えますので、現在のところは考えておりません。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 了解をいたしました。

続きまして、当日の開閉時間についてお伺いをいたします。

この質問は、平成25年第3回定例会においても行わせていただいております。当時の総務部長の御答弁では、公職選挙法の規定では、投票は選挙当日投票所において行うのが原則であり、期日前投票については選挙の当日一定の事由によって投票所に行けない有権者のための例外として位置づけられた制度であること、さらに投票所の開閉時間の変更については、選挙人の便宜のために必要があると認められる特別な事情のある場合、または選挙人の投票に支障を来さない認められる特別な事情のある場合に限られていることから、有権者が投票しやすい環境を整えることが第一であると考え、投票時間の繰上げについては考えていないとのことでありました。

しかしながら、県内を見回したところ、44市町村のうち20時まで実施している自治体は、質問をさせていただいた平成25年では10市町村でしたが、今回の参院選においては守谷市と牛久市の2市のみです。18時までが37市町村、19時までが5市町で、全国を見ると繰上げ投票所の割合が最も高いのが茨城県で96.7%となっています。

また、集計が終了したのが翌日の3時と伺っています。翌日通常業務の職員も大勢いたと存じますが、支障はなかったのでしょうか。

これらのことから、終了時間の繰上げのお考えがあるのか伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 さきの参議院議員通常選挙において、守谷市と牛久市以外の県内市町村が当日投票所の開設時間繰上げを行ったということは承知しております。公職選挙法は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情がある場合、または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所の開閉時間変更を行うことができると規定しております。

牛久市における午後6時以降の投票者数は、昨年9月の茨城県知事選挙は1,613人、同年10月の衆議院議員総選挙は1,505人、本年7月の参議院議員通常選挙は2,754人です。衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙を比較しますと、6時以降の投票者数は約1.8倍と増加しております。翌日の業務への影響につきましては、さきの参議院議員通常選挙において開票作業終了が深夜になることが予想されたことから、翌日の各課窓口業務に影響がないよう人員配置に配慮し、また、事務に支障のない限度において開票事務に従事する職員の投票日翌日の休暇の取得を促すよう各課に依頼をしております。

午後6時以降に一定数の投票者が存在することを考慮し、投票時間を公職選挙法に規定されている午後8時までとしておりますが、一方で、長時間投票業務に携わる職員や立会人に負担が生じている現状がございます。こうした事情から、投票時間の繰上げについては、市選挙管理委員会において慎重な検討が必要であると考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 当日投票所の開設時間の繰上げを実施していない自治体は、先ほども述べましたが、守谷市と牛久市で、ほか4市町村は1時間から2時間繰り上げています。前回の衆院選より今回の参議院選では18時以降の投票者数が1.8倍となっていると。増加した要因の分析をしっかりといただきたいと存じます。このたびの4市町村の繰上げについて、本市はどのように推察されているのか伺いいたします。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 投票所閉鎖時刻の繰上げにつきましては、公職選挙法の規定により選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合に限り、市町村の選挙管理委員会が行うことができるとされておりますので、当該規定に基づき、市町村ごとの事情により各市町村の選挙管理委員会において判断がなされたものと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 各自治体でそれなりの理由があって、1時間なり2時間を繰り上げるとのことなので、牛久市は今のところ、今後しっかりと考えていきながらも、即改定することはないということで理解をしました。

次に、障害を持っていらっしゃる方への投票マニュアルについてお伺いをいたします。

このたびの投票について、障害をお持ちの方から何件か質問、要望を頂戴いたしました。それは、投票所という一種独特の環境の中で、うまく投票ができるのか、何か言われるのではないかと不安と恐怖感からだと思います。よって、障害のある、なしにかかわらず、投票しやすい環境を整えていく必要があると考えます。

私は、92歳の母を連れ、市役所の本庁舎4階で期日前投票を行いました。駐車場から投票所までの移動だけで疲れてしまい、椅子に座り記入をいたしましたが、高齢者のため手に力が入らず、使い捨ての小さく細い鉛筆では書きづらかったようです。また、字を間違えてはいけないとの緊張感から誰に入れていいか分からなくなり、候補者名が記載されている字が小さく、本人は困った様子でしたので助け船を出しました。

今後投票所における格差をなくすためにも、誰にでも優しい投票所の環境づくりが必要だと私は考えております。執行部の御所見をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 御質問につきまして、投票事務に従事する職員が投票者の御要望に応じた案内をできなかったこと、また、投票者が職員に投票に関する不安を相談できなかったことが、誰にでも優しい投票所の環境づくりの課題と考えます。

投票者の困り事は一人一人異なります。職員は、選挙人の様子を常にうかがい、困っているようであれば声をかけて御要望をお伺いする等の対応をしなくてはなりません。一方で、投票所の職員に見張られている気がして不快であるといった意見もいただいておりますので、様子の方がいい方に関しましては注意が必要となります。また、質問や要望にすぐ応えるために職員は投票所の管理運営について理解していなければなりません。

誰にでも優しい投票所の環境づくりのため、これらの対応ができるように、選挙事務説明会の内容をさらに強化して、選挙に携わる職員の教育に一層努めてまいります。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 では、よろしくお伺いいたします。

投票所では、依頼すれば投票をサポートしてくれる人が付き添ってくれますが、町田市では点字による投票をした全盲の男性が、市職員に投票の様子をのぞかれたとして投票の秘密の侵

害だと抗議をし、市選挙管理委員会が陳謝をいたしました。市は、男性をサポートする意図だったが対応が間違っていたとし、男性の協力を得て障害者の投票に関するマニュアルを更新する考えです。

本市において障害者の投票に関するマニュアルの確認をしたところ、作成はしておらず、口頭で職員や関係者に注意事項などを伝えていると伺いました。ここにさいたま市の選挙管理委員会の投票に介助等が必要な方への投票マニュアル、そういうものがございます。この中に非常に詳しく、障害の有無いろいろあります。基本的な事項、そして足の不自由な方への対応、目の不自由な方への対応、そして、耳の不自由な方への対応のために、事細かく載っております。このように障害のある人たちへの接し方をさいたま市はマニュアル化をしております。口頭だと聞き間違いや聞き逃すこともあるでしょう。全員が同じ説明を聞いたとしても、人それぞれ捉え方が違うこともあります。私は、本市においてもマニュアルが必要と存じますが、執行部の見解をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 今後、投票所における介助が必要な方への基本的な対応について、先進事例等を調査研究し、従事する職員の意識統一を図るため、マニュアルの整備を行ってまいります。その上で、選挙事務説明会等においてマニュアルの周知徹底を図り、支援が必要な方に寄り添った対応ができるように努めてまいります。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 ぜひとも当事者の立場に立ったマニュアルを作成していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、リトルベビーハンドブックの作成の取組についてお伺いいたします。

リトルベビーハンドブックとは、小さく生まれた赤ちゃんと保護者のために作られた低出生体重児用の冊子であります。我が国において医療の進歩は目覚ましく、出生数は低下傾向にあるものの、出生数に占める低出生体重児の割合は1980年代から増加傾向にあり、2005年頃は9%台半ばで横ばいが続いています。この割合は単胎児、一人で生まれてきた子供のことですね、2017年には8.17%に比べて、多胎児、双子や三つ子などのことです、で生まれてきた子の場合、2017年には71.65%で格段に大きくなっています。

低出生体重児は、出生後にも医療的ケアが必要になる場合も多く、また、発育、発達の遅延や障害、成人後も含めた健康に関わるリスクが大きいことが指摘をされています。そのため、保護者は、出生直後、退院後、乳児期、幼児期、学齢期といったライフステージごとに健康や障害、発育、発達、学習など、様々な不安を持ったり、育児上の困難を抱えたりしやすい傾向にあると言われてしています。加えて、多胎児の場合は子供の数の多さに伴う、育児上、生活上の

困難も生じやすくなっています。そのため、低出生体重児及びその保護者に対し、個々の状況に応じた丁寧な切れ目のない支援が必要となります。

日本の赤ちゃんの出生時の平均体重は約3キログラム、平均身長は約50センチです。2018年に全国で生まれた赤ちゃん全体の9.4%が2.5キログラム未満で、8万6,269人、1.5キログラム未満の赤ちゃんも0.7%で6,742人おられました。

妊娠時に配付される一般的な母子健康手帳は、国が定めた様式に基づいて市町村が作成をしています。こちらが牛久市の母子健康手帳です。非常にコンパクトですけれども、中身が濃い母子健康手帳となっております。牛久市の母子健康手帳の乳児発育曲線グラフのメモリの記載は、体重は1キログラムからです。この中に書かれています。身長は40センチメートルから記載ができるようになっています。これより小さく生まれた赤ちゃんの体重や身長を書こうと思ったら目盛りがないんです。お母さんは、出生時の体重が書けずに悲しくなります。本来であれば生まれてきてくれてありがとうとかける言葉も、小さく産んでしまってごめんねと申し訳なさで自分を責めてしまいます。さらに、月齢ごとの発育に対する保護者の記録欄は、はい、いいえで記入する形式のため、修正月齢で考えてもいいえとなることが多くあります。手帳に記載されている平均的な体重、身長などよりも成長が遅れるため、親は子の成長が実感できず、不安で落ち込んでしまうケースが少なくありません。

静岡県では、このような問題を考慮し、地元育児サークルが独自に作った冊子を参考に、静岡リトルベビーハンドブックを作成、2018年4月より配付を開始いたしました。特徴としては、3つの当事者団体と総合周産期医療センターの医師、看護師等専門職、行政機関などが一緒になって全国で初めて作られました。リトルベビーハンドブックの内容は、子供の細やかな成長を喜ぶことができるよう、成長、発育の遅れや個人差を考慮した記録項目となっています。また、保護者の心理的不安に寄り添うため、先輩ママやパパのメッセージを挿入したり、家族会の紹介のページを載せています。

リトルベビーハンドブックは、今年度から新年度にかけて全国の少なくとも18の府県で導入に向けた作業や検討が進められています。国際母子手帳委員会の板東あけみ事務局長は、小さく生まれた赤ちゃんの育児に悩んだりつらい思いをしたりしている親の思いを自治体側が受け止め、手帳を通して支援しようとしていることは高く評価できる、誰一人取り残さない、切れ目のない支援を実現してほしいと話をされていました。

これらのことから、本市もリトルベビーハンドブックの作成が必要と考えますが、御所見をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 リトルベビーハンドブックは、小さく生まれた子供の特性を踏まえた成長

の記録として新生児期、乳児期の医療情報の記載ができ、保護者、当事者だけではなく、医療機関や地域の保健機関が記録情報を共有できることから、適切な支援につなげるためにも有効であるものと考えております。

また、母子保健法第16条に基づいて全ての妊婦に交付されている母子健康手帳を併せ持つことができ、妊娠期から乳幼児期までの健康に関する重要な情報を一括管理できることは優れた母子保健ツールとなっております。母子健康手帳には、母子保健法施行規則第7条において市町村独自の内容を盛り込むことが可能となっていることから、市といたしましても市内医師に御意見いただきながら、産婦健診や予防接種の記載欄等に独自の様式を掲載し、より活用しやすいものと考えております。市といたしましても、県が作成したリトルベビーハンドブックを有効に活用し、ホームページ等で希望者への配付についての広報周知を行ってまいります。

牛久市における出生時の体重1,500グラム以下の児の数は、令和元年度では3名、2年度は1名、3年度5名となっております。出生が減少する中、低出生体重児の割合は増えている状況がございます。小さく生まれたお子様と家族への支援として、未熟児を対象とした入院治療費の助成を行う未熟児養育医療費の支給制度があり、その申請時を捉えたお子様の状況の把握と相談を行いながら、また医療機関に連携を取りながらの疾患や発育状況に合わせた個別の支援を行ってまいります。さらに、成長と保護者の状況に合わせた適切な時期に小さく生まれたお子様と家族のために定期的に市が実施している「にじいろの会」への参加を促し、専門職による保健指導等のほかに、同様の経験をした家族同士の仲間づくりの情報共有などの支援を行っています。

市では、全ての妊婦、産婦さんとその家族が安心して主体的に自立した子育てができるよう、よりよいツールを活用しながら今後も切れ目のない支援を行ってまいります。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 それでは、牛久市においても、このリトルベビーハンドブックを牛久市なりで作成をして必要な御両親のもとへ届けていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

今市長の御答弁の中に、小さく生まれたお子様と家族のために定期的に市が実施している「にじいろの会」とありましたが、参加状況など詳細をお伺ひいたします。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 にじいろの会は、同じ境遇の親同士交流をしたいという声を受けて平成27年11月より年5回程度実施しております。親同士が交流や情報交換をすることで孤立を防ぎ、育児不安を軽減することを目的としています。多胎の妊婦さんをお誘ひすることもあり、情報交換のほか、洋服や育児用品のおさがり交換会なども実

施しております。現在就学前の33組の親子が登録されており、毎回5組程度の参加状況となっております。参加者からは、双子に同時に泣かれて大変だと思っていたけれども、ほかのお母さんと話せてこれからも頑張っていこうと思えたとか、育児用品や遊び場などの情報が開けてよかったなどの声を伺っております。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 やはり不安を抱えているお母さんが、何か自分の気持ちをどこかに伝えて聞いてくれて安心感を得る、そういうところが市の中の機関の中にあるということは、非常に救われるのではないかと思います。牛久市は、本当に子育てしやすい市であるとも思っています。今後も手厚い支援を実施していただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

この母子健康手帳は、戦後間もない1948年、日本で誕生をいたしました。妊娠中の記録から始まり、出産の状態、子供の成長記録が載せられる手帳です。そして、アジア、アフリカを中心に世界50か国地域に拡大をし、活用を現在されています。パレスチナ難民のお母さんは、小さなかばんの中に赤ちゃんの帽子と靴下、ベビーフード、おむつ替わりの紙ナフキン、携帯電話の充電器とともに、水に濡れないようにビニール袋に包んだ母子手帳を持っていたそうです。どこの国に行っても母子手帳があれば妊娠の経過や予防接種の記録が分かります。彼女たちは母子手帳を命のパスポートと呼んでいます。世界を見渡せば、今もって妊娠や出産で亡くなる女性や5歳まで生きられない子供がたくさんいます。簡単に解決できる問題ではありませんが、そういう人たちがいることを忘れないでいただきたいと思っております。

最後に、2つ、私のほうから提案をさせていただきます。

現在、多くの国の母子手帳には父親のイラストがたくさん見受けられます。日本においても、イクメンという子育てに積極的に関与するお父さんや男性を指す俗語があるぐらい、育児に関わる男性が増加をしています。また、男性の育休の取得推進なども取り上げられています。牛久市の母子健康手帳も、お母さんと赤ちゃんのイラストが載っています。ということで、子育てするのはお母さんだけではないんですね。やはりお父さんも子育てに参加をしている。ですから、母子健康手帳ではなく、親子健康手帳という命名、名前を変えてみたらいかがでしょうか。これが一つの提案です。

もう一つは、多くの国では母子手帳の内容を動画で視聴できたりスマホにダウンロードできたり、デジタル化が進んでいると聞きました。震災、災害で破損、紛失しても、データがあれば復元できます。また、予防接種が追加されたら情報の上書きも可能です。映像や音声を使うことで視覚障害者や外国人にも正しく情報が伝えられます。このように紙とデジタルを一緒に使うことで、多様なニーズに対応できるようになると考えます。今後も検討課題としていただ

けたらと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。御答弁ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、3番秋山 泉議員の一般質問は終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は14時10分といたします。

午後1時58分休憩

午後2時10分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、7番諸橋太一郎議員。

〔7番諸橋太一郎議員登壇〕

○7番 諸橋太一郎 議員 新政会、諸橋太一郎です。通告に従いまして、2点の一般質問を行います。

まず、第1点目、ゲリラ豪雨対策について質問いたします。

地球温暖化による影響で、ゲリラ的豪雨や長時間の降雨により多くの人が犠牲になる災害が多発しております。2014年8月の広島豪雨により土石流が発生し、74人もの人が犠牲になりました。2016年には、台風7号、9号、10号、11号及び北海道地方に停滞した前線による大雨により、死者25名、浸水など水害、農作物への甚大な被害をもたらしました。2017年には、福岡県、大分県で集中豪雨により死者、行方不明者42名が発生しております。2018年には西日本豪雨、広島県、岡山県、愛媛県などに甚大な被害をもたらし、死者は200人を超えました。2019年8月には九州北部豪雨で、長崎県から佐賀県、福岡県までの広い範囲にかけて長時間にわたる線状降水帯による集中豪雨が発生し、各地で観測史上1位の大雨を記録いたしました。2019年10月には台風19号、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらしました。などなど、日本中で大雨による大災害が発生しております。

牛久市においては、雨水被害、冠水被害をなくすため、東みどり野地区、みどり野地区の雨水対策工事や各地の調整池の整備を進めていることは承知をしております。これら雨水工事の現在の進捗状況とその工事により雨水被害はどのぐらい改善されたかを伺います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

牛久市では、平成21年度より雨水排水整備を鋭意進めております。雨水対策は、冠水箇所における整備だけでなく、放流先となる河川や雨水排水の受皿となる調整池などの流末施設、

排水区域内で集められた雨水を流末まで流す雨水管、雨水管に雨水を集める道路側溝など、様々な施設の整備が必要となります。

これまでに、田宮町や柏田町、みどり野、東みどり野など、雨水冠水被害が発生していた地区において雨水排水整備を順次進めており、平成28年度までに田宮町、令和2年度までに柏田町において整備を実施いたしました。

地区ごとに冠水被害の発生状況や流末との位置関係、道路側溝などの排水設備との接続状況が異なることから、整備の進捗を数値でお示しすることは困難です。一つの地区を例に挙げますと、みどり野、東みどり野地区におきましては、受皿となる調整池の整備状況は令和3年度末時点で根古屋川緑地調整池は76%、下町緑地調整池は55%を整備しており、南四丁目から調整池へとつながる下町第二雨水幹線は令和2年度、南一丁目からの下町第三雨水幹線は令和元年度までに整備が完了し、現在はその上流側において雨水管整備工事を実施しております。

この整備により、南四丁目付近では、平成23年度には1時間当たり2.5ミリの降雨で広範囲に冠水被害が発生していましたが、令和4年度には1時間当たり6.0ミリの降雨でも雨水排水施設が整備済みの箇所においては冠水被害は発生しておりません。また、その他の排水区におきましても、みどり野、東みどり野地区と同様に一定の整備効果を発揮している状況でございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太郎議員。

○7番 諸橋太郎 議員 次長の説明により、確実に工事が進捗している状況を把握いたしました。

次に、遊水池の降水量に対する対応力をお伺いいたします。

質問の冒頭に申し上げたとおり、現在の気候は想定外の降水量の雨が頻発しております。牛久市におきましても、今後線状降水帯による大雨もないとは言えません。そこで、現在調整池の降水対応力と対応力を上回る雨量が発生した場合の被害予測をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 雨水の放流先である河川には、氾濫を防ぐために一度に流せる水の量を制限する比流量というものが定められております。

調整池の役割としては、排水区域から雨水管で集められた雨水を一時的に貯留しながら比流量以下に調整して河川等に放流するものです。調整池の計画は、雨水が流れ着く排水エリアを設定し、そのエリア内全ての雨水排水整備が完了した際に必要となる最大貯留量を確保できる大きさの計画となっております。

根古屋川緑地調整池の計画を例に挙げますと、排水エリアの面積が216.97ヘクタール、

計画雨量が1時間当たり53.5ミリ、24時間当たり181.4ミリとなっており、最大貯留量としては4万1,485立方メートルとなっております。

また、現時点において全ての雨水排水整備が完了した排水エリアはないことから、計画を超える雨が降った場合は道路冠水などの被害は想定されますが、調整池の能力を超えて雨水が流入することはなく、調整池の貯留量が不足しているということはありません。

今後につきましても、排水エリア内での雨水排水整備の進捗状況を見ながら、貯留量不足とならないように雨水管整備等の進捗に合わせて調整池の整備をまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太郎議員。

○7番 諸橋太郎 議員 次に、想定外雨量による浸水危険箇所についてお尋ねをいたします。

牛久市のホームページでは、牛久市においては洪水予報河川及び水位周知河川ともに指定された河川が存在していないため、浸水が想定される区域がありません。そのため、浸水（外水）ハザードマップは当市で作成しておりませんとあります。しかし、記録的な大雨が発生している状況では、冠水が発生しないとは言えません。

そこで、想定外雨量による浸水危険箇所の把握状況、そして、冠水危険箇所では側溝が冠水により分からなくなり、歩行者がはまってけがをしたり、車が脱輪することも考えられます。安全対策のためにも、それら危険箇所があれば蓋等による対策を進めていただきたいと思いますが、牛久市においてはどのように考えているのかお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 近年、地球温暖化の影響と言われるゲリラ的な短時間の集中豪雨や、線状降水帯の発生による記録的大雨などが全国で発生をしております。特に、線状降水帯がもたらす雨は、強い雨が長時間同一地区に降り続くことで、道路冠水のみならず河川の氾濫などの甚大な外水氾濫をもたらす可能性が高く、危険な降雨と言えます。

幸い、牛久市には外水氾濫を招くような河川は少なく、また、中心市街地から離れているため、ニュースなどで報道されているような甚大な被害は想定しておりません。一方で、排水能力を超える降雨による道路冠水などの内水被害が発生する可能性がございます。実際に、令和4年度に1時間当たり60ミリを超える降雨が発生し、既に想定を超える雨量となっております。しかしながら、雨水排水整備が完了している場所においては、道路冠水などの被害は発生しておりません。

以上のことから、想定外の雨量が発生した際の危険箇所としては、雨水排水整備が未完了であり、地形的に周辺より低い場所が想定されます。現時点において個別に危険箇所を挙げるこ

とはできませんが、危険箇所となる可能性を見極めるためにも、雨天時に職員による巡回を行っております。雨天時巡回を行うと、晴天時には平らに見える地形でも、降雨時には水が集まる場所と集まらない場所に分かれるのがよく分かります。巡回によって得られる情報は貴重であり、雨水排水整備の計画を立てる上でも重要であると考えております。また、道路が完全に冠水した際には、路肩の蓋のない側溝に歩行者の足が落ちたり、通行車両のタイヤがはまり込むなどの被害も想定されますが、一方で蓋を設置することにより排水機能の低下を招くことも考えられるため、場所ごとに側溝蓋の設置の可否も含めて検討をしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太郎議員。

○7番 諸橋太郎 議員 市民の安全のため雨天巡回をしているということで、市民としては心強い限りであります。

次に、土砂災害への対応について伺います。

冒頭申し上げました2014年広島市の土砂災害、この災害現場には私も以前視察研修として訪問をしております。2021年熱海市の土砂災害等でも多数の死傷者が発生をしております。

本市におきましては、大きな土砂災害の発生は考えにくいですが、近年の異常気象による大雨により、いつ土砂災害が発生しないとも言えません。そこで、牛久市土砂災害警戒区域指定箇所マップで33か所指定をされておりますが、指定区域内に何名の方が居住をされているのでしょうか、お伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 近年災害が激甚化しており、土砂崩れなどによる被害や大雨による河川の氾濫、大きな地震など、日本各地で自然災害が発生しております。

市内には、土砂災害警戒区域が33か所指定されており、その区域内には8月時点で222世帯、473名が居住されております。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太郎議員。

○7番 諸橋太郎 議員 土砂災害の対応について、危険が高まった際の伝達手段はどうなっているのでしょうか。また、避難場所についての対応をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 市では、土砂災害に対する準備として避難情報等を発令した際に、確実に情報を伝えるため事前に登録した電話番号に一斉に電話を発信し、音声で避難を促すシステムを令和2年度に導入しております。また、台風や大雨などにより災害の危険性が高まった

際には、危険な場所から迅速に避難していただけるよう、各行政区の集会所等を第1次避難場所に指定しております。

しかしながら、集会所施設が土砂災害警戒区域内、または区域に隣接している行政区がございますので、そちらの行政区につきましては、三日月橋生涯学習センターと奥野生涯学習センターを第1次避難場所に指定し、避難場所を確保しており、避難情報等を発令した際は速やかに避難所を開設いたします。

土砂災害の危険性が高まった際には、市においてしっかりと状況を見極め、空振りを恐れず高齢者等避難や避難指示などの避難情報等を発令し、土砂災害による人的被害が発生しないよう努めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太郎議員。

○7番 諸橋太郎 議員 次に、市民の安全対策について伺いをいたします。

市民への情報伝達については、防災無線、かっぱメール、コミュニティFM等活用していることは多くの市民に周知をしていることと思います。また、防災無線の工事も進んでおり、より聞きやすく分かりやすい防災無線に期待をしております。

また、大雨や台風の際、水辺には近づかないでくださいというような放送、テレビが主なんですけど、やっても必ずそういった水辺に近づいて流される人が後を絶ちません。牛久市においてはそういう危険箇所はあまりないと思いますけれども、今後につきましても市民の安全対策について最大限の努力をしていただきたいと思っております。

また、スマートフォンの普及が進んでおりまして、茨城県内の自治体でも防災アプリを導入する自治体が増えてきております。防災アプリのメリットは、一番身近な情報機器の携帯に入れておくことによって情報が素早く入手しやすい点が挙げられます。防災無線を聞き逃したり、聞きづらい場合でも、情報を入手し、安全対策に役立てられます。

そこで、本市におけるアプリ導入の方針を伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 現在、防災無線の更新工事を行っており、屋外拡声子局のスピーカー全て新しいものに変更する予定でございます。必要に応じて遠くまで音声が届く高性能スピーカーを適所に設置し、また音声につきましても、J R等の構内放送も使われている音声合成を採用することによって、聞きやすさの向上が見込まれます。

しかしながら、屋外拡声子局の防災行政無線の放送は、気象条件、地理的条件及び周辺環境などに影響されやすく、放送内容が聞きづらいというようなこともございます。そのためにも、現在においても様々な伝達手段により情報をお伝えしており、かっぱメール、SNS、ホーム

ページやフリーダイヤル、また、コミュニティFM放送など様々な情報伝達を行っております。

また、現在行っている防災無線の更新に伴い、新たな情報伝達手段としてのスマートフォン用の防災アプリの導入を進めております。避難情報など発令された際や、防災無線を放送した際にスマートフォンに通知が届き、通知の内容や防災無線の放送内容を文字や音声で確認することができます。これにより、防災無線放送に気がつかなかった場合や市外にいる場合でも情報を迅速かつ的確に確実にお伝えすることができますようになります。

さらに、平常時においても、日頃から災害に対する備えをしていただくことや、大雨などの際には近くの河川や水路の様子を見に行ったりせず、安全を確保するため自分の身は自分で守るという行動を取っていただけるよう周知を行ってまいりたいと思います。

災害時における市民の皆様の安心、安全のために情報提供は非常に重要なものでございます。様々な伝達手段による迅速かつ確実な情報の伝達を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太一郎議員。

○7番 諸橋太一郎 議員 安全で安心のまちづくりのためにも、迅速な導入を期待し、次の質問に移ります。

2番目は、部活動の地域移行についてです。

文部科学省は、令和5年度以降、休日の運動部活動から段階的に地域移行をしていくことを基本とする方向性を示しております。

部活動改革の大きな理由は2つあります。一つは少子化です。公立校の生徒数は年々減少しており、1986年ピーク時にはおよそ589万人おりましたが、2021年は約296万人とほぼ半減となっております。出生率の低下で今後も減少していく予測となっております。部員数が減少し部員が集まらない、活動もままならなくなってしまっは元も子もありません。もう一つの理由は、教員の長時間労働の改善についてであります。土日の練習や試合の引率等で休日出勤をする必要があり、休日出勤や残業が多くなることで教員を志望する学生が減ってきております。地域によっては、採用や担任の確保にまで支障を来しております。

そこで、部活動の地域移行に伴う様々な予想される課題と牛久市の方向性を伺います。

まず、第1点目は、部活動の位置づけについてです。

2017年に改定されました現行の中学校学習指導要領では、生徒の自主的、自発的な参加により行われる学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すると部活動が位置づけられております。この部活動の規定が学校での部活動が行われることを前提としております。しかし、その部活動が休日は学校外の地域で行われ、いずれは平日の移行も進められる方向にあります。今後地域移行が進んでいく中で、牛久市において部活動の位置づけや教育

的意味合いをどのようにお考えか伺います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

学校の教育活動は、学習指導要領に示された教育課程と呼ばれる内容と、学校が計画する休み時間や登下校、放課後の課外授業などの教育課程外の内容で構成されています。そして、この2つのうち教育課程外に位置づけられる部活動ですが、学習指導要領には、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質、能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるように示されています。

このことから、部活動は、全国各地の中学校や高等学校に様々な部活動が設置され、結果として長年にわたり生徒の体力や技術の向上はもとより、豊かな人間性の育成にも寄与してきました。

一方で、部活動は学校管理下で行われるものの、顧問教員にとって勤務時間外の指導は自発的な業務とされていることに加え、土日の指導により休養日を十分に取ることができない状況も見られます。部活動は、顧問教員の献身的な勤務に依存して成り立ってきたという側面があり、このような状況が部活動改革の背景となっています。

今後は、土日の部活動が地域に移行され、基本的には学校の教員が携わらなくなることにより、移行後は民間のスポーツ活動やクラブチームに近い位置づけになってくると考えられます。しかしながら、学校の平日の部活動は引き続き教員が指導を行いますので、平日と土日の部活動でどのように連携を取っていくのか、指導者の質が課題となってくるかと思われますので、今後の国や県の動向、指針を注視しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太郎議員。

○7番 諸橋太郎 議員 部活動の意義や位置づけにつきましては、学習指導要領から削除される対応が取られることも考えられます。そうなりますと、自主的、自発的な参加という教育的な意味合いはどうなるでしょうか。生徒たちが自分たちの活動計画をどう立てていくのか、そのために何をしていくべきなのか、自主的、自発的という記述は、自治や自立を学んでいく教育の一環という意味も大変大きいと思われまます。その記述が削除される、自主、自立を学ぶ場所は移行先の団体となつてまいります。部活動を受け入れる側が、競技を指導するだけでなく、教育的な指導も担っていく立場であることを認識しなければなりません。部活動が地域移

行後も教育的な意味合いをどのように継続して保持していくか注意深く見守る必要があると考えます。

2点目として、指導者の確保についてお伺いをいたします。

地域移行が進められるにおいて、指導者の確保についても課題が山積しております。生徒の安全や心身の健康状態を把握し、生徒に対して適切な態度や言葉で指導するのは想像以上に難しいと思います。事故だけではなく、暴言や体罰、ハラスメントなどがないように生徒を守る仕組みづくりが必要となります。提言におきましては、スポーツ団体の整備充実、指導者資格の取得、研修のほか、地元の企業や大学などとの連携などを求められております。つくば市の谷田部東中学校では、現在は週1日の指導を外部のスポーツ経験者や大学の運動部員の学生が指導しております。また、全ての部活動において外部の指導者を確保できるのかという問題や、部活動の指導を大きなやりがいとして教員になった人もいると思います。私が中学校、高校生の頃は、このように熱意を持って部活動を指導している先生がいました。地域移行の推進により、そういった熱い思いを持った先生が現場に出られる機会を減らさないよう、慎重に指導者の件も進めていただきたいと思います。牛久市の指導者の確保についてのお考えを伺います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

現在の中学校、義務教育学校後期課程における部活動は、教育課程外ではあるものの、学校教育の一環として行われています。土日の部活動が地域へ移行されることにより、活動自体が学校管理下ではなくなりますので、議員の御質問のとおり、学校教員に代わる指導者の確保、こちらは重要な課題の一つとなっております。

そして、指導者の確保に当たっては、未成年者である生徒の指導となることから、指導者としてふさわしい資格要件や事故発生時の責任などを明確にする必要があります。また、地域の指導者に代わることで勝利至上主義への移行であったり、暴力、暴言など、教育的な面での指導から逸脱するおそれも懸念材料として考えられます。

ところで、教職員の働き方改革の流れの中で、土日の部活動の地域移行とともに学校部活動に部活動指導員として外部人材を活用する方法があります。牛久市では、この制度も活用しており、この指導員がいることで、教員がいなくても部活動の指導、また大会への随行が可能となっております。現在、市内中学校及び義務教育学校後期課程には、5名の部活動指導員を配置し、牛久市部活動の運営方針に基づく年2回の研修も行っております。このときの研修と同様の研修を地域移行に協力していただく指導者に対しても実施していくことで、さきにお話ししたような諸問題を防止できるのではと考えているところです。

実際の指導者確保については、市内の全ての学校の全ての部活動を補うだけの指導者数の確保というのは現時点ではできてはいません。さきにお話しした部活動指導員や、市スポーツ協会や市スポーツ少年団などの団体において、それぞれの活動種目の指導資格を取得している方、退職された教員の方で学校での指導経験を有する方など幅広く募集を行っていきたいと考えています。

なお、現在指導に携わっている教員の方についても、本人が希望した場合には、あくまで土日の地域スポーツ活動を支えるスタッフとして参加できるような方向性が示されており、県費負担職員である教職員は、兼職兼業の届出をすることで地域の活動にも参加可能となると考えられます。このような事柄を含め、牛久市でも国や県の動向を注視しながら希望する教員の方が指導に携わっていくことができるよう検討を進めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太一郎議員。

○7番 諸橋太一郎 議員 指針が出ていない中で進めていくというのは非常に難しいと思うんですが、ぜひ思いのある先生には土日もし休みながらも指導していってもらうような環境を整えていただければと思います。

3番目に、活動場所についてお伺いをいたします。

部活動の地域移行が進められて休日の活動が外部となりますと、公共のスポーツ施設やスポーツ団体、民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りないケースも想定されます。また、スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合には、施設管理を学校が行うという負担が増える可能性があります。地域移行後の活動場所の確保について牛久市の方針を伺います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

地域への移行後の活動場所については、原則市内各中学校、義務教育学校後期課程の体育施設を想定しています。牛久運動公園体育館やテニスコートなど、土日は市内外の各団体の大会などにより飽和状態となっており、土日に活動が移行されても市のスポーツ施設を活動場所とすることは大変困難な状態です。学校体育施設開放事業により、中学校、義務教育学校後期課程の体育施設の開放を行ってはおりますが、現在、土日の開放については、学校部活動があることを前提とし、午後7時以降の開放となっております。日中の時間帯については開放を行っていないため、今後各学校に御協力をお願いし、活動場所の確保をしていきたいと思っております。

なお、活動場所について中学校等の体育施設を想定していますが、指導者の確保の問題や、各学校、各部の部員数の問題などもあり、必ずしも学校単位での活動にはならないと思っております。有益な活動の実現を最優先に考えてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太一郎議員。

○7番 諸橋太一郎 議員 次に、大会運営について伺います。

総合体育大会や新人戦は、中学校体育連盟が主催をしております。現在は単独の中学校のチームや合同チームを結成し、大会に参加をしております。地域移行が進み、クラブチームとして活動していく競技団体の参加についてどのように進めていくのかお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

中学生の主な大会といたしましては、新人戦や総合体育大会がありますが、それらの大会の主催は主に中学校体育連盟となっております。競技によっては、学校単位でもクラブチームでも出場できる大会もありますが、中学校体育連盟主催の大会についてはその参加規則等にのっとりた形で運営していかざるを得ないのが現状です。

現状、部活動に所属する生徒が減少し、一つの学校ではチームを組めないような団体競技において、単独校での出場に限らず複数の学校での合同チームでの活躍なども認められています。一方、土日の活動が地域へ移行された場合、学校単位での出場ではなく、地域スポーツクラブとしての出場となる、そのようなケースも想定されます。このようなことから、本年6月に、運動部活動の地域移行に関する検討会議からスポーツ庁へなされた提言の中では、中体連や各競技団体等の中学校等の生徒を対象とする大会の主催者は、大会参加資格として地域のスポーツ団体等も参加できるようにすることと提言されておりますので、こちらの国及び県の動向を注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太一郎議員。

○7番 諸橋太一郎 議員 大会運営につきましては、中学校の先生や関係者の方が大変な思いをして準備をして大会を開催していることは承知をしております。地域移行後も、クラブチームの参加を認められた場合も、参加する人間みんなでよりよい大会をぜひつくり上げていただきたいと考えます。

最後に、家庭への負担と財源についてお伺いいたします。

地域移行時の大きな課題は家庭への負担となります。これまで部活動の多くは顧問の教師の献身的に支えてきた、もとい、顧問の教師が献身的に支えてきました。しかし、民間に委託する場合、指導者の報酬やスポーツクラブの会費、施設使用料を誰がどのぐらい負担をするかという問題が生じます。また、幾つかの中学生が通う中学校以外の部活動を行う場合、送迎の問題や移動による事故の危険など、会費の在り方、保険の在り方等課題が発生をいたします。

スポーツ庁と文化庁は、部活動の地域移行に合わせ、困窮家庭の中学生に部活動参加のための支援金として年間2万2,000円を定額支給する方針を決め、2023年度予算概算要求に約8億5,000万円を計上いたします。しかし、地域移行によりどのぐらい家庭の不安が増えるのか、まだまだ分かりません。地域移行による負担の増加で部活動をやりたくてもやれないという生徒が発生することは絶対に防がなくてはなりません。牛久市において、家庭負担増加による金額支援の方向性について考えをお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

地域へ土日の活動が移行することにより想定される費用負担については、学校管理外の活動となることによる保険代の負担や指導者派遣に係る報酬の一部負担などが考えられ、これまでの部活動での部費などの御負担以外にもかかることを想定しています。

先ほど議員のほうからもありました概算要望、こちら以外に、現時点で国や県から補助等について確定した情報が得られていないため、具体的にどのぐらいの負担になるかということはお答えすることはできませんが、経済的な面が原因で土日の活動に参加したくても参加できないというような生徒が出ないよう、最大限の努力と検討を続けてまいります。

なお、土日の活動場所までの送迎については、中学生の場合多くの生徒が自転車通学をしています。また、市内の新人戦や総合体育大会など各種大会の会場までの移動も自転車を使用しています。このことから、土日の活動場所への移動手段についても、自転車を想定しているところです。こちらについても生徒や御家庭に対して、過度な負担とならないよう、エリア分けを検討するなど実施に向けて引き続き調査研究を進めていきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 諸橋太一郎議員。

○7番 諸橋太一郎 議員 最後に、地域移行に伴いまして家庭の事情で部活動を諦める生徒がいないよう、牛久市におきましても最大限の支援をお願いいたしまして私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で、7番諸橋太一郎議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時ちょうどといたします。

午後2時51分休憩

午後3時00分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、18番柳井哲也議員。

〔18番柳井哲也議員登壇〕

○18番 柳井哲也 議員 柳井哲也です。通告書に従いまして、大きく2つの質問をさせていただきます。

牛久といえば牛久シャトー、牛久といえば芋銭、市民の方は大勢知っているかと思うんですけども、牛久から遠く離れたところに住んでいる方々にもみんなにそう思ってもらえるようなまちになったらいいなとも思っております。

ある地域の目立った文化は長年にわたって醸成されてきたもので、また、多くの方々に支持されているものであろうと思います。その地域の長所とってよいと思っております。長所は、その地域住民の誇りであり、私はその長所を伸ばすまちづくりをすれば、さらに発展し、交流人口が増加し、商店街の売上げアップにも貢献できると考えております。このような前提の下に、大きく2つの質問をさせていただきます。

牛久の特徴を生かしたまちづくりのうち、1番目の菊のまち・牛久について。

これまでうしく菊まつりは、Wa i ワイまつり会場で開催され、コロナ禍でWa i ワイまつりができなかった年は、牛久シャトーで開催されるなどやってきました。大輪菊などの出来栄を競う展示会、うしく菊まつりはそういう展示会であります。規模の大小はありますが、国内各所で開催されているものであります。

他方、女化の菊花公園では、国内のありとあらゆる菊を収集し、これを展示しているので、これまで見たこともないような菊が盛りだくさんで、日本一の菊花公園として大勢の来場者を数えるようになっております。昨年度の場合、菊花公園には、まず牛久生まれのスプレー菊、毎年3種ずつ牛久生まれの菊が出ています。12年たっていて36種、今年で39種になると聞いております。次に、日本各地の古典菊のコーナー、その次が変わり咲きコーナー、これで珍しい菊花で大いに楽しむことができるわけでありまして。それから、食用菊のコーナー、また菊株の販売コーナーなども例年非常に大盛況で、愛好家に人気となっていると聞いております。これらの全てのコーナーをクッションマムで囲み、菊花公園を完成させてすばらしい公園にしているわけでありまして。

ところで、本年11月開催予定の古典菊コーナーは、欧州菊、江戸菊、伊勢菊、松坂菊、美濃菊、肥後菊など、これまでその地域で数百年にわたって門外不出とされてきた貴重な品種を全てそろえることができたと聞いております。菊の品種が全てそろって、日本一ということは、世界一と言ってよいとも思っております。名実ともに世界一の菊花公園ができるということで、本年は特にメンバーの達成感、それからお客様へのおもてなしの思いは実行委員の皆さんに非常に強く、日々公園づくりに尽力されていると聞いております。

ここで質問です。うしく菊まつりが本年は女化で開催されることになったと聞きました。2つの団体が1か所に会して、菊祭りとして開催されることになった経緯についてお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 新型コロナウイルス感染症は、2年半にわたり社会生活全般に影響を及ぼしています。菊まつりも例外ではなく、同一会場で実施していたW a iワイまつりと同様、一昨年、昨年と中止を余儀なくされました。今年度は、W a iワイまつりを開催すべく準備を進めているところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から会場全体のレイアウトを見直したところ、従来菊まつりのコーナーであったスペースを確保することが困難であるとの結論に至りました。この結果を牛久菊花会に伝えるとともに、牛久菊花公園の会との同時開催を提案したところ、両団体から合意をいただき、女化の地での菊まつりが実現することになった次第でございます。

この2つの団体は重複メンバーも多く、同じ菊を愛する同士という点で協力関係も築きやすい状況にあります。昨年は菊花公園においてイベントが開催され、新聞報道されたこともあり、多くの集客がありました。牛久菊花会は品評会に重きを置き、牛久菊花公園の会は菊の資料館としての使命を果たそうとしており、両団体の目的は異なります。しかしながら、この2つの団体が同じ女化で菊まつりを開催することにより、相乗効果をもたらし、多くの人に楽しんでいただくとともに、それぞれの目的をなし遂げるという大きなメリットが生じると期待をしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 その実行委員会のメンバー構成はどのようになっているのかお願いします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 ただいま答弁いたしましたとおり、今年度の菊まつりは、W a iワイまつりからは完全に独立して2つの団体が協力して女化で開催することといたしました。そのため、実行委員会の委員には、牛久菊花会と牛久菊花公園の会の2つの団体からメンバーを選出しています。また、昨年の牛久菊花公園の会のイベント時に課題となった駐車場やトイレの確保、来場者の安全のための誘導員設置等の問題に鑑み、旧女化分教場保存会会長や女化文化芸術活動推進協議会会長、そして地元の方にも名を連ねていただき、スムーズな祭り運営に向けて御協力を賜りたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 次に、菊まつり開催に当たって、牛久市の協力体制なんです、昨年私が菊花公園に見に行ったときには、展示品の菊苗を譲ってほしい、そのような見学者が大変多くて、遠くからの愛好家も大勢来ているようで、駐車場満杯でした。これまでのうしく菊まつりが菊花公園の隣接地で同時開催になると、さらに混み合ってくると思っております。牛久市の協力体制もしっかりとしていく必要があると考えますが、そこで質問であります。

本年の菊まつりでは、そのような形で見込まれるわけですが、その取組や菊まつりの周知について市の協力をいただけるのかどうかについてよろしく申し上げます。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 昨年の牛久菊花公園の会のイベントには、愛好家のみならず県内外から多くの来場者があり、市の花である菊の人気ぶりがうかがえました。菊まつりの周知については、市の情報発信チャンネルを積極的に活用してまいります。

まず、紙媒体では広報うしくへの掲載による周知はもとより、多くの方の目に留まるようにJR牛久駅やひたち野うしく駅、公共施設にポスターを掲示します。

次に、電子媒体では、かつぱメールや市及び観光協会のホームページ、ツイッター、フェイスブック、LINEなどのSNSを活用して周知を行います。さらに、菊まつりの開催直前となる10月下旬の定例記者会見において、情報提供することを予定しています。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 会場の場所とか開催していることを示すためにも、のぼり旗とか案内板なども必要になるのかと思いますが、これについてはどのように考えておられるか。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 菊まつりの開催に当たり、市では毎年180万円の補助金を実行委員会に交付し、運営を支援してきました。今年度においても、例年同様180万円を交付しており、実行委員会にはこの補助金を活用して菊まつりを運営していただくこととなります。今回の菊まつり会場は、これまで同時開催していたWa iワイまつりの会場である中央生涯学習センターを離れ、旧女化分教場となります。そのため、会場が変更になったことを周知するだけでなく、来場される方にスムーズに会場へと足を運んでいただけるように、のぼり旗や案内板などの設置も必要になってきます。既に実行委員会と事務局は協議を重ねており、業務を委託している事業所とも打合せを行い、のぼり旗や案内板も含めた全体の事業運営を考慮しながら準備を進めているところでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 昨年にも増して来場者が見込まれますが、駐車場の確保についてどのように考えておられるかお願いします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 昨年の菊花公園のイベントは、新聞報道などもあり多くの人の知るところとなり、来場者が数多く詰めかけ、駐車場の確保が大きな課題となりました。昨年の反省を踏まえ、今年度も実行委員会には旧女化分教場保存会会長、女化文化芸術活動推進協議会会長といった地元の方に入っていただき、駐車場の確保と調整をお願いしているところです。現在は、会場周辺の駐車場所有者に対し借用を打診しているところで、地元選出の実行委員を中心に駐車場の確保に向けた調整を進めているところでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。大体全体の枠組みは理解できました。

それでは、菊のまち・牛久、だんだん名実ともになりつつあるんですが、さらにこれを進めていくために、菊茶、それから菊酒、菊焼酎、菊ビール、菊ワイン、このような商品開発も頭では考えられるんですが、これについてはどのように市当局は考えておられるかよろしくお願いします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 実は昨日、愛知県の刈谷市という神谷傳兵衛さんがいろいろな事業を起こした町に行ってまいりました。そういうイベントがあったので行ってまいりました。その脇に西尾市、西尾市は牛久と防災協定を結んでいる町でございまして、ウナギ、それから抹茶が非常に有名でございます。その西尾市の抹茶を利用した焼酎が、お茶もございすけれども、焼酎がありました。だから、そういう焼酎がくると何でもできるという話を聞きまして、実は菊まつりをやっている方に一昨年ですか、お茶を頂きました。菊茶ということで非常においしいので、香りがある。これ焼酎できませんかと言ったら、実際うちでちょっと造っているんで飲みますかという話になって、まだ頂いていないんですけども、でもそういうことで可能だそうです。ただ、いろいろなところを見ると、菊酒というのはちょっとないようですけども、でも、僕は食用菊がある以上はできるんじゃないかということで、もしそういうことがあればシャトーのほうで造ることも私は可能なのかなと思っております。

ですから、もう少し商品的に多く取れないとできないのかなということでございます。ですから、そういうことがどんどん牛久のブランド化をできれば、これは単なる菊まつりじゃなくて、これはもうちょっと話題性を呼ぶ祭りなのかなということでございました。

また、この菊ばかりじゃなくて、奥野運動公園の脇で、今ユリも山で栽培というのかな、しています。そこ、山をきれいにして3年後にしてやっときれいになって、約100株以上今あって、非常に最近では来場者も多く、その中にはキャンプ場もどうかという話をこの前ちょっとお話をしました。ですから、そういう菊、ユリを利用して、この地域のまちづくり、そして特産物づくりは、これから私たち大きな牛久のブランド化の夢を与えるのかなと私は思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。市内生産農家では小菊の生産農家も出荷実績、どんどん上げているということを聞いています。そういうものと相まって、牛久市が名実ともに菊のまち・牛久としてなりつつあるのかなと思っています。市外から菊を見にやってくるお客様を牛久市民全体でお迎えするような広報活動も期待していきたいと思っております。どうかよろしくをお願いします。

それでは、2番目の牛久の特徴を生かしたまちづくりのうち、2番目の文化芸術のまち・牛久について質問してまいります。

牛久沼のほとりに小川芋銭さん、住井すゑさんがいましたし、現在も活躍中の一色邦彦さんが知られております。この3人には若くして日本一の評価を受けたという共通項があります。芋銭さんは23歳頃から自らの生活を守るために雑誌や新聞への挿絵画家として活躍しました。芋銭さんの挿絵を使った新聞はよく売れたと言われていました。住井すゑさんは並外れた文才のため、非常に若くして高収入の小説家として日本一だったと言えます。また、一色邦彦さんは彫刻家ですが、弱冠31歳で高村光太郎賞を受賞しておられます。こういう芸術の世界では、こんな若い受賞者はそれまであり得ないことで、まさに快挙であって、こういう賞を頂くと日本一だということで、それ以後生活は保障されるものとなったようであります。3人とも若いときから文人、あるいは芸術家として相当な収入を得て家族を支え、多方面で活躍してきておまして、牛久市の誇りと言えらると思います。

このほかにも、牛久市には日本一ともいえるべき著名な文化人が何人もおられます。神谷傳兵衛さんは様々な面で活躍されましたが、私は日本で初めて6次産業を実践し成功させた事業家であると思っております。美術館を持つべき理由がこれほどある自治体はほかにありません。本当に恵まれていると思います。

そこで、牛久の優れた文化芸術について質問であります。

芋銭の作品はできるだけ牛久にあることが望ましく、現在茨城県立近代美術館にある芋銭作品を中期計画によって取得していくべきと考えますが、どのように市当局は思っているかお考

えをお聞かせいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 茨城県近代美術館所蔵作品検索システムによれば、茨城県近代美術館所蔵の小川芋銭作品数は197点ございます。

公立、私立にかかわらず、美術館は作品や資料を過去から現在、未来へ橋渡しをすることを社会から託された責務として自覚し、収集、保存に取り組み、美術館の定める方針や計画に従い正当な手続によって体系的にコレクションを形成することが求められています。したがって、既存の作品や資料を売却するようなことは、基本的にはありません。

そのため、仮に茨城県近代美術館所蔵の小川芋銭作品を牛久市で展示する場合には、借用という方法しかないものと考えます。

借用できる期間については、令和2年度の実績から見ますと、仮に条件が整ったとして、一概には言えませんが、1か月から約半年の期間で貸出しを行っている事例が多く、最長でも半年くらいの貸出し期間になるかと思われまます。

茨城県近代技術館の年報によりますと、令和2年度の作品貸出し数は10点です。借用資料にダメージを与えないためにも、照明や温湿度など、展示環境が整った施設、設備であることに加え、過去の展示会開催や資料の借用実績がない場合、借用の協議すら難しいのが実情のようです。今後、専門の美術館施設が整備されることで展示できる環境が整い、牛久市でも小川芋銭作品を借用できる可能性は十分にあると考えます。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 大切な作品を借りるには、まず照明や温湿度の整った施設があることが大前提、また、これを扱う信頼できる専門家、実績も非常に大切である、そういう信頼があって初めて貸してもらえるんだという答弁がありました。

牛久には、牛久市小川芋銭研究センターによります小川芋銭全作品集、素晴らしいものが出来上がっております。これまでの芋銭像を、芋銭のイメージですね、芋銭像をほとんど一新した内容となっておりますが、これが出来上がった最大の理由、これは遺族の方々、小川家が、しっかりと作品を描く過程の下絵、あるいは手紙類、関係資料など全てを散逸させずにしっかりと管理してきたこと、そしてそれを研究センターの研究員に全て開示してくれた、そういうことがあって初めて素晴らしい作品集ができた、これはもう牛久市にとって本当に大きなこれからの強みになっていくものと思います。であるからこそ、作品は牛久市にあってほしいなと思って、そういう質問をしたわけでありまます。

それでは、次の質問に移ります。美術館を造るための基金を設けるべきと考えるが、これについてお願いいたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 現在、教育委員会の文化芸術関係の基金については、文化芸術の振興を目的とした文化芸術振興基金があり、基金残額は令和3年度決算額で306万9,069円となっています。

この基金の原資は、かつて市と共催で実施されていたピアノコンサートの公演収益金の一部について、文化及び芸術の振興のために役立てるという目的で寄附されたもので、平成19年度に設置されたものです。仮に美術館を新しく建設するには、多大の資金が必要であり、その資金計画の見直しを立てることが実現への近道となりますので、柳井議員ご提案のように、そのことはまさにそのとおりと考えます。

現在の牛久市文化芸術振興基本計画の中施策「活動拠点の整備を進める」の中では、総合的な視点から展示機能を基本として活動拠点となる施設の整備を計画していくとなっておりますが、今後の基本計画の見直しの中で、基金の設置も含めた資金計画について、より深く検討してまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

それでは、最後の質問になります。文化芸術のまち・牛久、これをさらに推進していくために、クラウドファンディングを使うことは可能かどうかについてお願いいたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 一般的に、クラウドファンディングで様々な活動を助成する場合には、期限までに集まった寄附金額の範囲内で目的とする事業の資金に充てていくようになります。そのような性質から考えますと、例えば、この美術館の建設ということを考えた場合には、仮に設計を済ませて目標の金額を設定した上で、美術館などの建造物の資金を集めるとなると、寄附金額が目標額まで達しなかったときには寄附していただいた方全員への返還、もしくは不足分の財源を何らかの方法で補填して建てなければならなくなると思われれます。

そういう意味で、美術館をという目的に関して、現在のところクラウドファンディングによって資金を集め、美術館を建設する予定というものはございません。

しかしながら、柳井議員の御指摘のとおり、市には郷土の偉人である小川芋銭、住井すゑをはじめ、美術界においてもまさに今現在活躍されている著名な芸術家が数多くいらっしゃいます。このような牛久市出身の各界の著名人や偉人を顕彰し、市の内外へ広く知らしめることは教育委員会の責務であります。優れた美術作品や貴重な文化財を収めるために、しかるべき収蔵庫を備えた美術館ができることによって、貴重な資料を適正な条件で収納することができるようになり、今後は資金面も含めて民間企業との連携も視野に入れながら様々な可能性につい

て考察してまいります。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。一步一步進めるということで、どうかよろしく願います。

最近はいろいろな場面で、新聞見ていると、クラウドファンディングをやって大成功しているところとか報道があります。また、一方クラウドファンディングとは別に、文化芸術活動援護活動としてメセナという言葉も新聞にはよく出ます。意外なことに、企業による文化に非常に理解のある人が突然現れて、思わぬ支援を受けて非常に喜んでいる自治体も結構ありまして、牛久市もそういうような発信をしていくということが非常に大切になってきているなと思っております。どうか、今後とも牛久市のまちづくり、ますます発展するよう心から願っています、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○杉森弘之 議長 以上で、18番柳井哲也議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後3時40分延会